

平成22年国勢調査の 独自集計報告書

—産業等基本集計分—



福井県総合政策部政策統計・情報課

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 分析・取りまとめの視点 | 1 |
| 用語の説明 | 1 |
| 第1部 概要 | 8 |
| 第1章 福井県の労働状況 | 8 |
| 1 労働力人口 | 8 |
| 2 就業者数 | 10 |
| 3 従業上の地位別 | 16 |
| 4 産業別 | 20 |
| 5 外国人労働者 | 24 |
| 第2章 子供のいる世帯の傾向 | 27 |
| 1 子供の数 | 27 |
| 2 子供の数別夫婦のいる世帯 | 28 |
| 3 世帯構成別子供の数と状況 | 30 |
| 4 夫婦の就業状況と子供の数 | 34 |
| 5 妻の労働力状態と子供の数 | 36 |
| 6 最年長が6歳未満の子供がいる世帯の状況 | 38 |
| 7 夫、妻の最終卒業学校と子供の数 | 39 |
| 8 母子世帯および父子世帯別子供の数 | 40 |
| 9 子供のいない夫婦の世帯 | 42 |
| 第2部 統計表 | 43 |

◎ 分析・取りまとめの視点

福井県では、平成 19 年度に平成 17 年国勢調査の結果を基に県や市町が取り組むべき施策に必要なデータを得るため、県の各部局や市町の要望を踏まえて、県内の労働状況および子供のいる世帯の傾向について、独自集計を行いました。

今回の分析・取りまとめでは、前回の独自集計結果に新たに平成 22 年国勢調査の結果を追加し、集計を行いました。

また、平成 22 年国勢調査は、10 年に 1 回の大規模調査となっているため、前回調査にはなかった、教育に関する事項を独自集計に加え、分析を行いました。

第 1 章では「福井県の労働状況」について、国勢調査の結果を基に時系列分析、都道府県比較、県内市町比較など多角的に本県の労働状況を分析しました。

第 2 章では「子供のいる世帯の傾向」について、政策統計・情報課が独自に集計したデータを活用し、世帯構成、夫婦の就業状況などさまざまな観点から本県の子供の多い世帯、少ない世帯の傾向を分析しました。

◎ 用語の説明

○人口

国勢調査における人口は「常住人口」で、調査時に調査の地域に「常住している者」、すなわち、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、または住むことになっている者をいいます。3 か月以上にわたって住んでいる住居または住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしています。

○年齢・平均年齢

年齢は、平成 22 年 9 月 30 日現在による満年齢です。

なお、平成 22 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳に含んでいます。

○配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

| 区 分 | 内 容 |
|-----|----------------------|
| 未 婚 | まだ結婚をしたことのない人 |
| 有配偶 | 届出の有無に関係なく、妻または夫のある人 |
| 死 別 | 妻または夫と死別して独身の人 |
| 離 別 | 妻または夫と離別して独身の人 |

○教育【大規模調査（10 年ごと）のみ】

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

| 区 分 | 内 容 |
|------|--------------------------|
| 卒業者 | 学校を卒業して、在学していない人 |
| 在学者 | 在学中の人 |
| 未就学者 | 在学したことのない人または小学校を中途退学した人 |

○国籍

国籍は、「日本」のほか、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しています。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱っています。

- 1 日本と日本以外の国の国籍を持つ人－日本
- 2 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人－調査票の国名欄に記入された国

○産業

産業は、就業者について、平成22年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類したものをいいます。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によります。

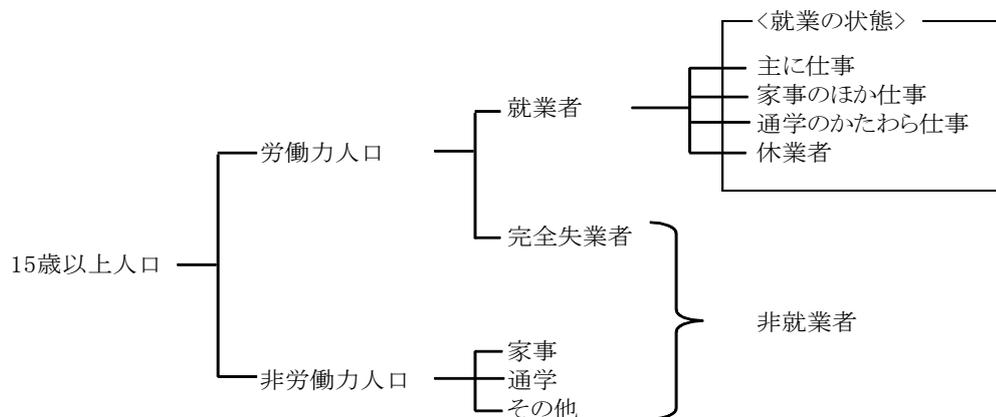
また、労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものです。

| 部 門 | 内 訳 |
|-------|---|
| 第1次産業 | A 農業、林業 B 漁業 |
| 第2次産業 | C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 |
| 第3次産業 | F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く） |

○労働力状態

15歳以上の者について、調査週間中に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しています。



| 区 分 | 内 容 | |
|--------|--|--|
| 労働力人口 | 就業者と完全失業者を合わせた人 | |
| 就業者 | 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人 なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としました。 ア 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合 イ 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めています。 | |
| | 主に仕事 | 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合 |
| | 家事のほか仕事 | 主に家事などをしていて、そのかわり仕事をした場合 |
| | 通学のかたわら仕事 | 主に通学していて、そのかわり仕事をした場合 |
| | 休業者 | 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合 |
| 完全失業者 | 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人 | |
| 非労働力人口 | 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人 | |
| 家事 | 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合 | |
| 通学 | 主に通学していた場合 | |
| その他 | 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など） | |

※ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれています。

○従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

| 区 分 | 内 容 |
|---------------|--|
| 雇用者 | 会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次という「役員」でない人 |
| 正規の職員・従業員 | 勤め先で一般職員または正社員と呼ばれている人 |
| 労働者派遣事業所の派遣社員 | 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人 |
| パート・アルバイト・その他 | ア 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い名称と呼ばれている人 イ 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」またはそれに近い名称と呼ばれている人 |
| 役員 | 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員 |
| 雇人のある業主 | 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人 |
| 雇人のない業主 | 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人 |
| 家族従業者 | 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族 |
| 家庭内職者 | 家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人 |

○世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

| 区 分 | 内 容 |
|-------------|--|
| 一般世帯 | ア 住居と生計を共にしている人々の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。 イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者 ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者 |
| 施設等の世帯 | |
| 寮・寄宿舍の学生・生徒 | 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位:棟) |
| 病院・療養所の入院者 | 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位:棟) |
| 社会施設の入所者 | 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位:棟) |
| 自衛隊営舎内居住者 | 自衛隊の営舎内または艦船内の居住者の集まり (世帯の単位:中隊または艦船) |

| | |
|----------|---|
| 矯正施設の入所者 | 刑務所および拘置所の被収容者ならびに少年院および婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物) |
| その他 | 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人) |

○世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

○世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

| 区 分 | 内 容 |
|----------|---|
| 親族のみの世帯 | 二人以上の世帯員から成る世帯員のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯 |
| 非親族を含む世帯 | 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯 |
| 単独世帯 | 世帯人員が一人の世帯 |

<注意点>

※ 世帯の家族類型に関する統計の利用の便に供するため、平成 22 年調査から、「親族世帯」および「非親族世帯」が、「親族のみの世帯」および「非親族を含む世帯」に変更されました。

※ 平成 17 年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合は、親族世帯に含めていました。例えば、上記でいう「(1) 夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。

親族世帯のみ世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯の関係によって、次のとおり区分しています。

| 区 分 | 備 考 |
|----------------------|--------------------------|
| I 核家族世帯 | |
| (1) 夫婦のみの世帯 | |
| (2) 夫婦と子供から成る世帯 | |
| (3) 男親と子供から成る世帯 | |
| (4) 女親と子供から成る世帯 | |
| II 核家族以外の世帯 | ①、②の分類は、平成 7 年調査から用いています |
| (5) 夫婦と両親から成る世帯 | |
| ① 夫婦と夫の親から成る世帯 | |
| ② 夫婦と妻の親から成る世帯 | |
| (6) 夫婦とひとり親から成る世帯 | |
| ① 夫婦と夫の親から成る世帯 | |
| ② 夫婦と妻の親から成る世帯 | |
| (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 | |
| ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 | |
| ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯 | |
| (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 | |
| ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 | |

| | |
|------------------------------|--|
| ②夫婦、子供と妻の親から成る世帯 | |
| (9)夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯 | |
| (10)夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯 | |
| (11)夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 | |
| ①夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 | |
| ②夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯 | |
| (12)夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 | |
| ①夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 | |
| ②夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯 | |
| (13)兄弟姉妹のみからなる世帯 | |
| (14)他に分類されない世帯 | |

○3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（または世帯主の配偶者の父母）、世帯主（または世帯主の配偶者）、子（または子の配偶者）および孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれません。

○母子世帯・父子世帯

(1)母子世帯

未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

(2)父子世帯

未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

(3)母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)

上記「母子世帯」および「父子世帯」のほか、未婚、死別または離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供および他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯を「母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」としています。

<注意点>

昭和60年調査での母子世帯および父子世帯の女親または男親には未婚を含めていません。

○高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。また、高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

○住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

| 区 分 | 内 容 |
|------|--|
| 住宅 | 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに一戸の住宅となります。 |
| 住宅以外 | 寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。 |

○住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を次のとおり区分しています。

| 区 分 | 内 容 |
|--------------|--|
| 世帯主 | 「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯 |
| 持ち家 | 居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。 |
| 公営の借家 | その世帯の借りている住宅が都道府県営または市町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ、給与住宅でない場合 |
| 都市再生機構・公社の借家 | その世帯の借りている住宅が都市再生機構または都道府県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ、給与住宅でない場合 ※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。 |
| 民営の借家 | その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」および「給与住宅」でない場合 |
| 給与住宅 | 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有または管理する住宅に、職務の都合上または給与の一部として居住している場合 ※家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社または雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。 |
| 間借り | 他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合 |

○延べ面積

「延べ面積」とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれません。

第1部 概要

第1章 福井県の労働状況

1 労働力人口

福井県の労働力率は62.9%、就業率は59.6%で低下傾向

(1) 福井県の推移

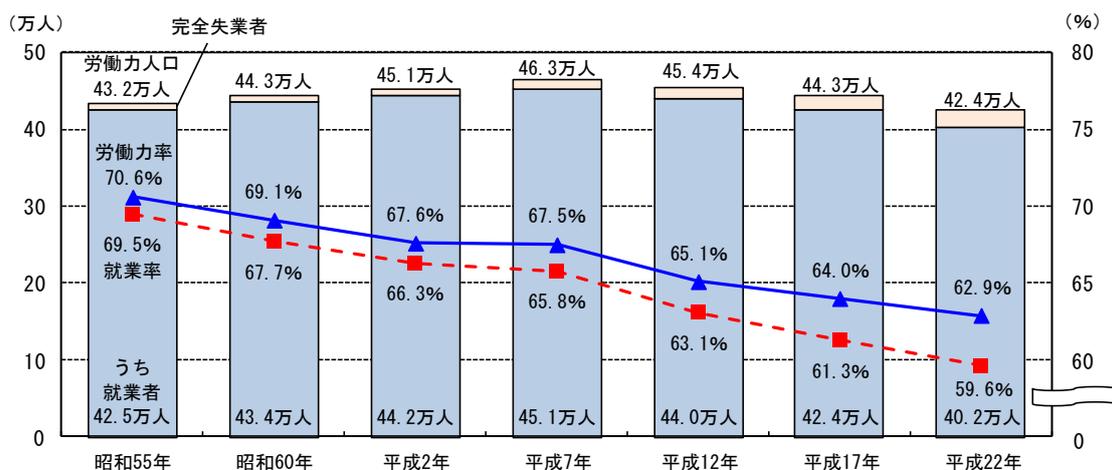
本県の労働力人口は、平成22年10月1日現在で424,477人、就業者数は同402,251人であり、昭和55年以降ではいずれも平成7年頃をピークに減少している。

また、平成22年の労働力率は62.9%、就業率は59.6%であり、ともに昭和55年以降低下が続いている。[図1]

年齢階級別労働力率では、昭和55年以降、25～64歳の各年齢階級は横ばい、または上昇傾向にあるが、15～24歳および65歳以上の労働力率は低下傾向にあり、65歳以上の労働力率は、この30年間で12.0%低下している。[図2]

さらに、65歳以上における労働力人口は、この30年間で約1.5万人増加しているが、非労働力人口は9.3万人増加している。[図3]

図1 労働力人口の推移一県（昭和55年～平成22年）



* 労働力率および就業率は、15歳以上人口から「労働力状態不詳」を除いて算出。

図2 年齢階級別労働力率の推移—県（昭和55年～平成22年）

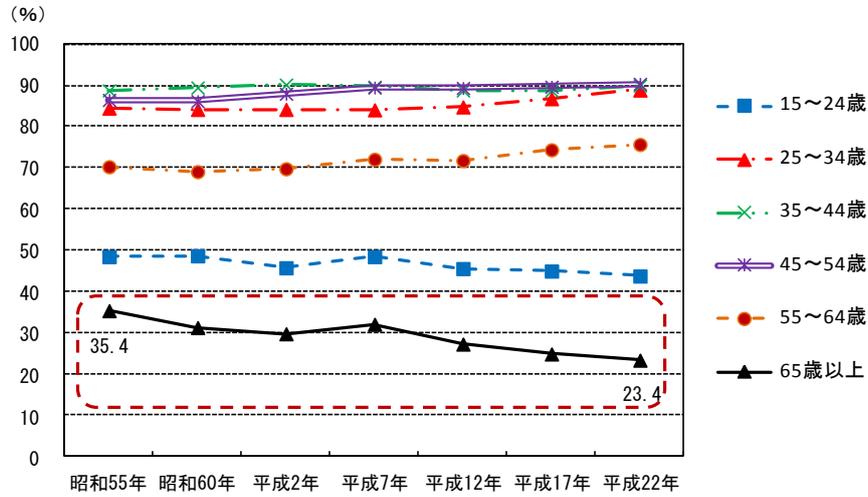
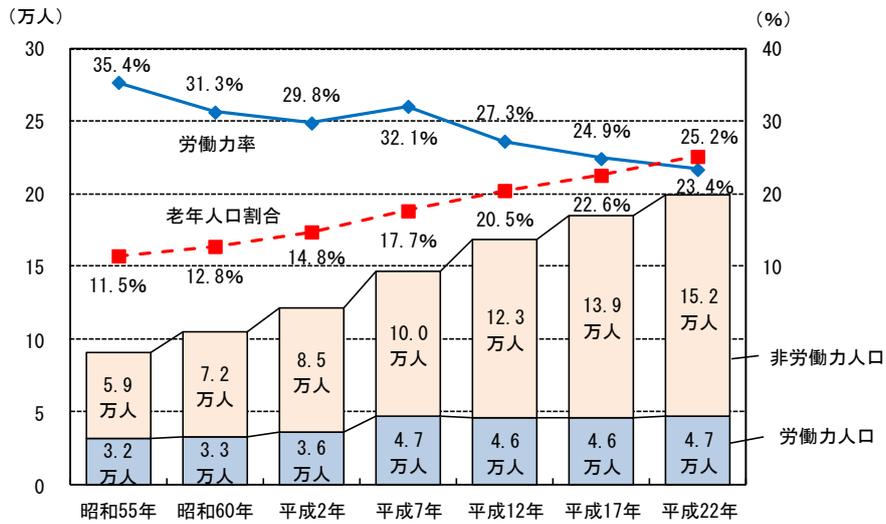


図3 65歳以上における労働力人口、非労働力人口の推移—県（昭和55年～平成22年）



2 就業者数

嶺南地区は男性の就業率が高く、女性の就業率が低い

(1) 都道府県別、男女別就業率

本県の男女別就業率は、男性の就業率が69.1%（全国第12位）、女性の就業率が50.9%（同第2位）となっている。

また、北陸3県は、全国と比べて女性の就業率が高くなっている。[図4]

男性の就業率について、全国第1位の愛知県および第2位の東京都と本県を年齢階級別に比較すると、35～64歳では3都県に大きな差はみられないが、15～34歳の若年層では愛知県が71.7%と、本県の67.3%よりも4.4%高くなっている。

また、65歳以上では東京都が38.1%と、本県の32.4%よりも5.7%高くなっており、愛知県とは若年層の就業率、東京都とは高齢者の就業率で差がついている。[図5]

図4 男女別就業率—都道府県（平成22年）

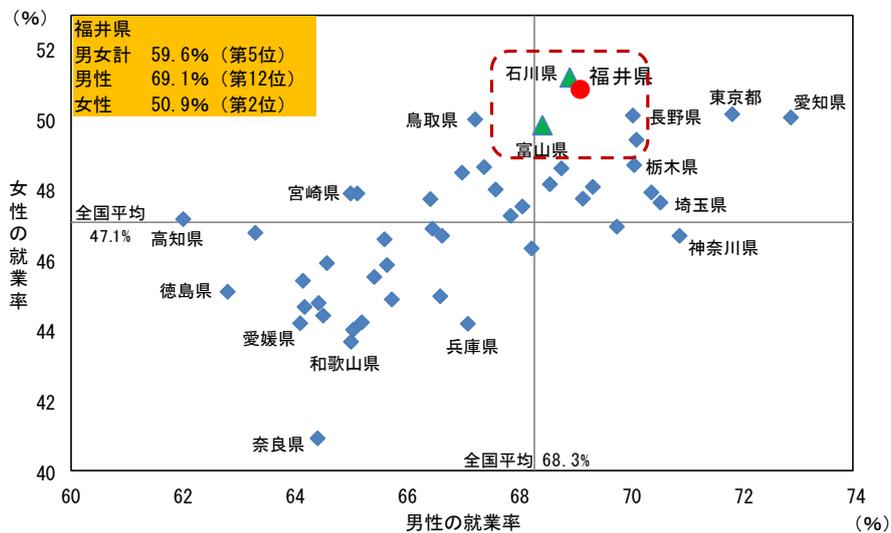
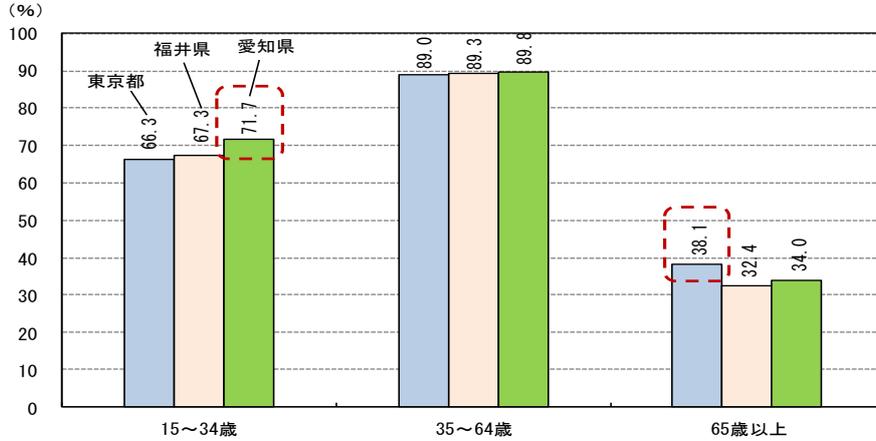


図5 年齢階級別男性就業率—東京都、福井県、愛知県（平成22年）



(2) 都道府県別、男女別就業率の増減

平成17年から平成22年にかけての本県の男女別就業率の増減は、男性の就業率が2.8%の低下、女性の就業率が0.7%の低下となっている。

また、沖縄県以外の都道府県では男性の就業率が低下している。一方、東京都、大阪府および埼玉県などの大都市圏では、女性の就業率が上昇している。[図6]

女性の就業率について、本県および大都市圏の平成17年から平成22年にかけての増減を比較すると、15～34歳および35～64歳では、本県および大都市圏ともに就業率が上昇しているが、35～64歳では上昇幅に本県と大都市圏で差がでている。

また、65歳以上では、本県の就業率は低下しているが、大都市圏は上昇している。[図7]

図6 男女別就業率の増減—都道府県（平成17年→平成22年）

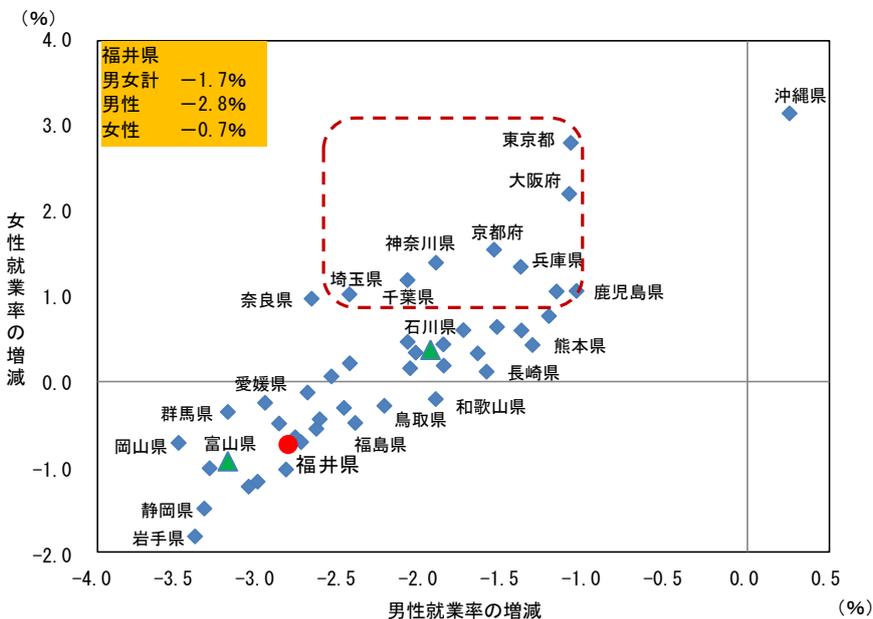
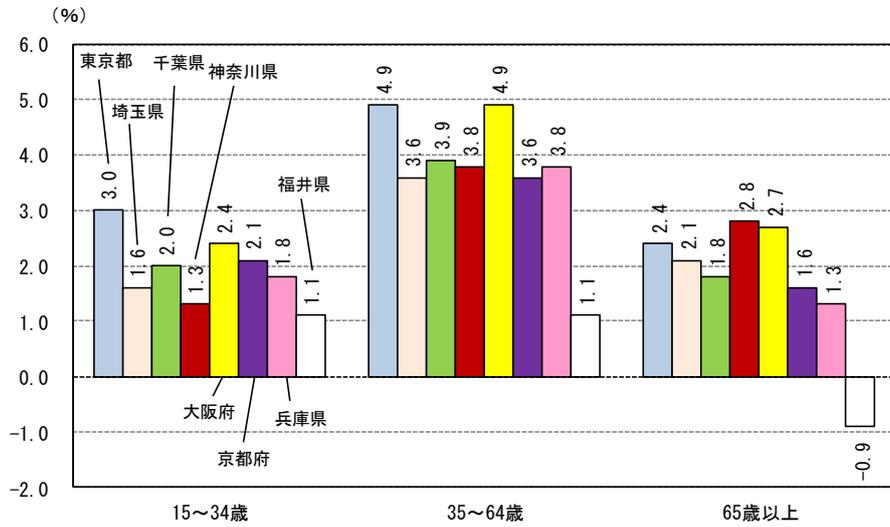


図7 年齢階級別女性就業率の増減—福井県、大都市圏（平成17年→平成22年）



(3) 市町別、男女別就業率

県内17市町別の男女別就業率は、嶺南地区の各市町が、県平均と比べて男性の就業率が高く、女性の就業率が低くなっている。

また、坂井市の就業率は男性が70.7%、女性が53.7%で、男女ともに県平均より高く、特に女性は17市町で最も高くなっている。一方、池田町の就業率は、男性が58.1%、女性が42.1%で、男女ともに県平均を大きく下回っている。[図8]

男女別、年齢階級別就業率について、嶺北および嶺南地区を比較すると、男女とも特に15~34歳の就業率に差があり、男性は嶺南地区が5.6%高く、女性は嶺北地区が5.4%高くなっている。[図9]

図8 男女別就業率—17市町（平成22年）

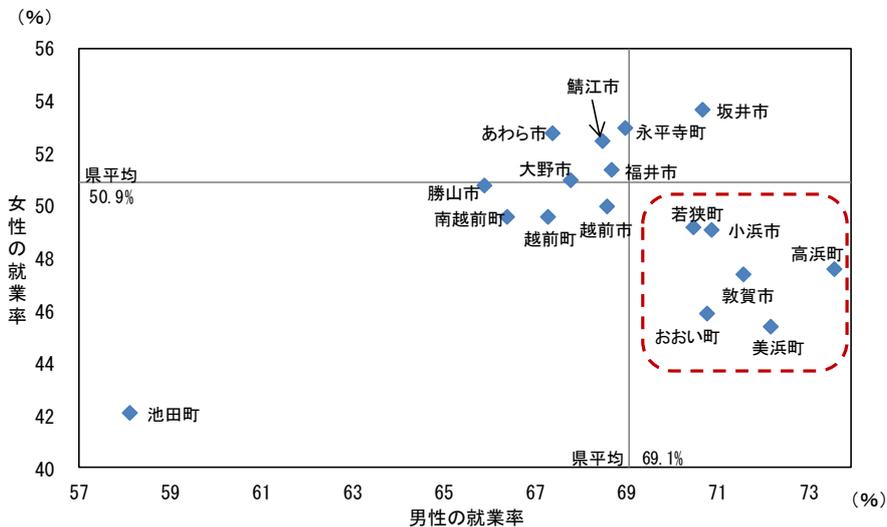
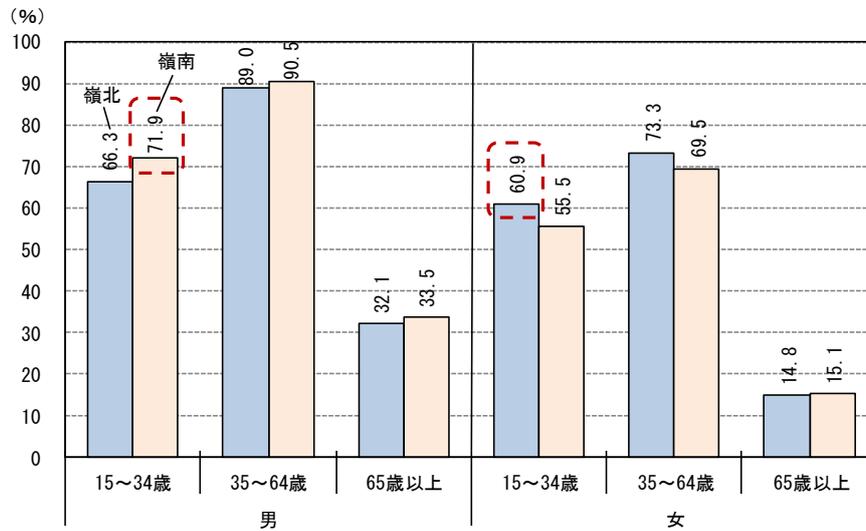


図 9 男女別、年齢階級別就業率—嶺北、嶺南（平成 22 年）



(3) 市町別、男女別就業率の増減

平成 17 年から平成 22 年にかけての県内 17 市町別男女別就業率の増減は、小浜市以外の市町で男性の就業率が低下している。

また、17 市町中 11 市町で女性の就業率が低下している。[図 1 0]

昭和 60 年の就業率の推移について、昭和 60 年の就業率を 100 とした指数で見ると、すべての市町で低下傾向にある。[図 1 1]

図 1 0 男女別就業率の増減—17 市町（平成 17 年→平成 22 年）

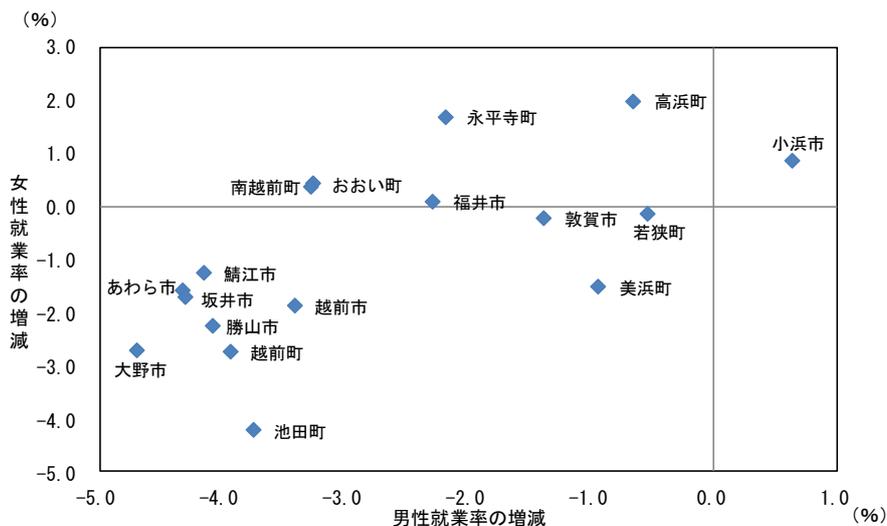


図11-1 就業率の推移—9市（昭和60年～平成22年）

昭和60年の就業率=100

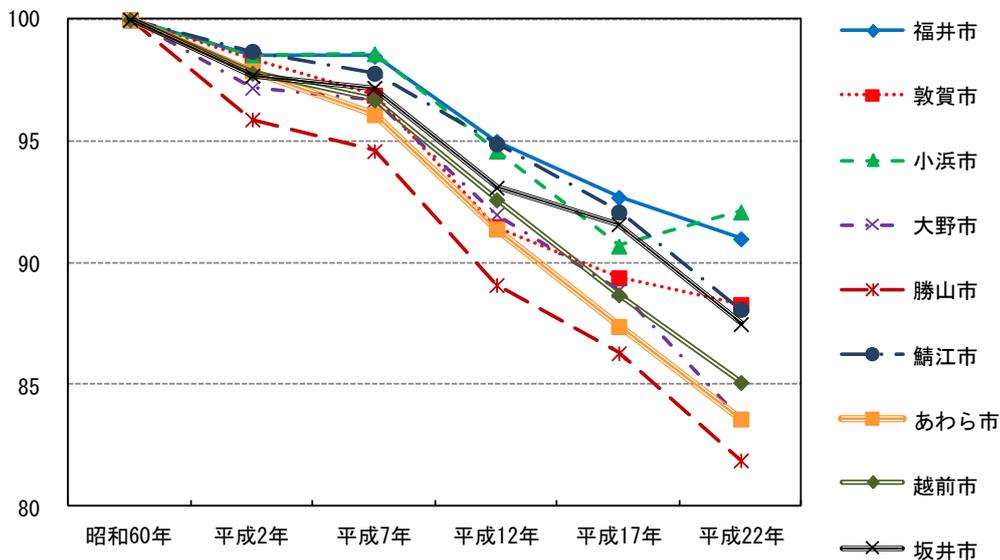
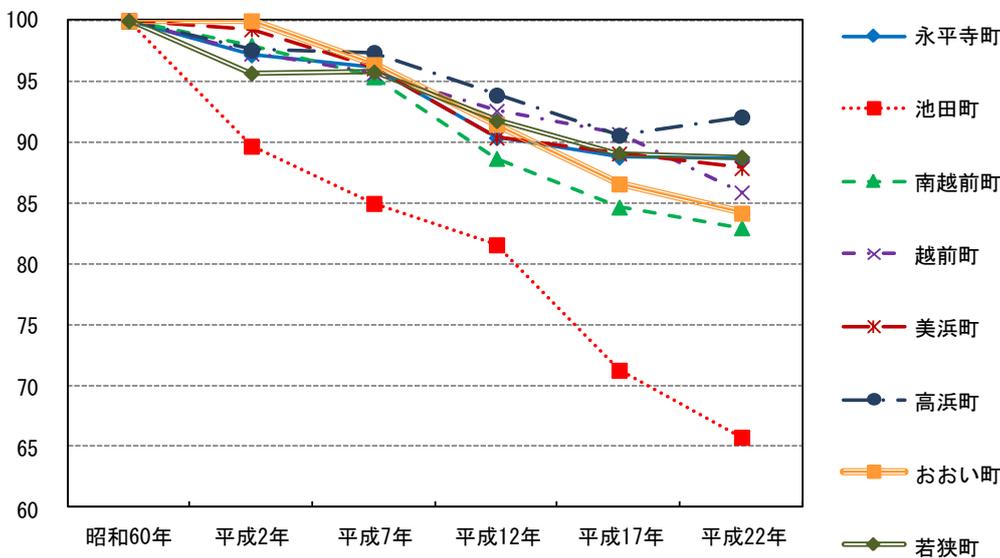


図11-2 就業率の推移—8町（昭和60年～平成22年）

昭和60年の就業率=100

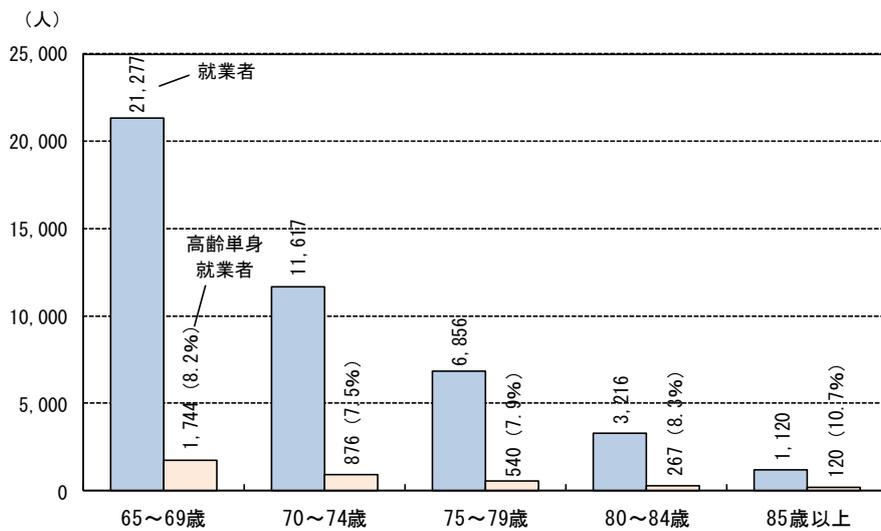


(5) 高齢単身者の就業

65歳以上の就業者数では、各年齢階級の就業者のうち10%前後が高齢単身者となっている。[図12]

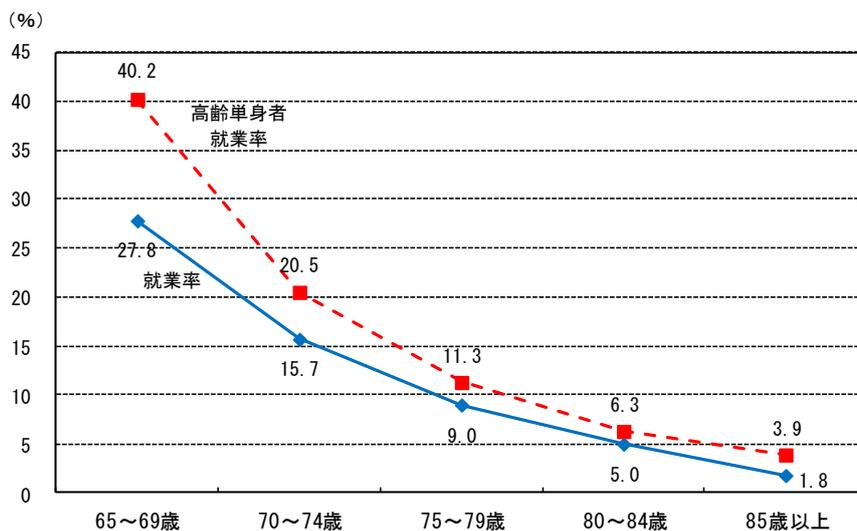
また、年齢階級別就業率では、各年齢階級の就業率よりも単身高齢者就業率のほうが高くなっている。[図13]

図12 年齢階級別就業者数および高齢単身就業者数一県（平成22年）



* () は就業者に占める高齢単身者の割合。

図13 年齢階級別就業率および年齢階級別高齢単身者就業率一県（平成22年）



3 従業上の地位別

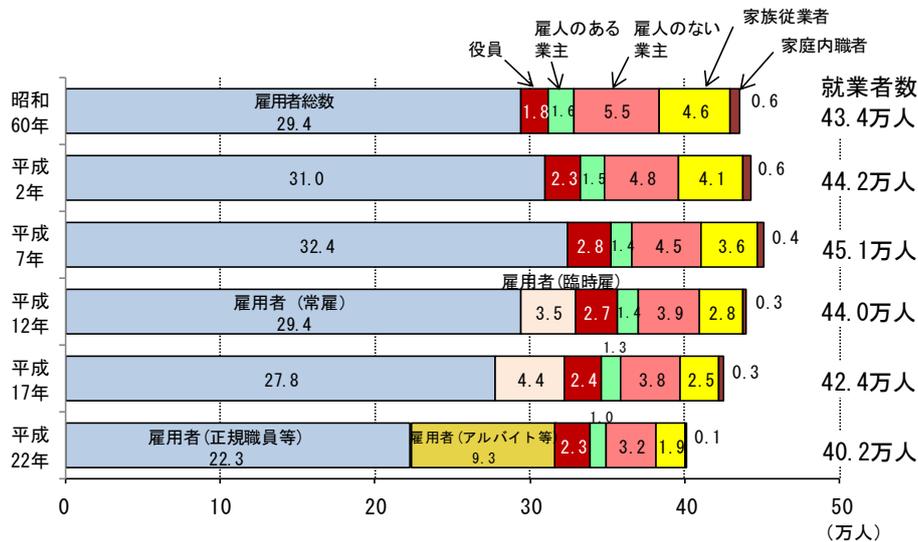
学歴が高いほど正規職員等の割合は高い

(1) 福井県の推移

本県の雇用者の総数（平成 12、17 年は常雇と臨時雇の合計、平成 22 年は正規職員等とアルバイト等の合計）は、平成 22 年で 315,723 人であり、昭和 60 年以降では平成 7 年をピークに減少している。

また、役員、雇人のある業主、雇人のない業主、家族従業者および家庭内職者についても減少が続いている。[図 1 4]

図 1 4 従業上の地位別 15 歳以上就業者数一県（昭和 60 年～平成 22 年）



(2) 都道府県別正規職員等の割合

本県の就業者に占める正規職員等の割合は 55.5%、アルバイト等の割合は 11.6%となっており、北陸 3 県は、全国と比べて就業者に占める正規職員等の割合が高く、アルバイト等の割合が低くなっている。[図 1 5]

また、本県の雇用者に占める正規職員等の割合は、男性が 84.5%（全国第 6 位）、女性は 54.8%（同第 2 位）となっており、北陸 3 県は、全国と比べて男女ともに雇用者に占める正規職員等の割合も高くなっている。[図 1 6]

男女別、年齢階級別雇用者に占める正規職員等の割合について、全国平均と北陸 3 県を比較すると、3 県とも男性は 15～34 歳、女性は 15～64 歳の就業率が全国平均を上回っており、若年層の正規職員等の割合で差がでている。[図 1 7]

図15 就業者に占める正規職員等およびアルバイト等の割合—都道府県（平成22年）

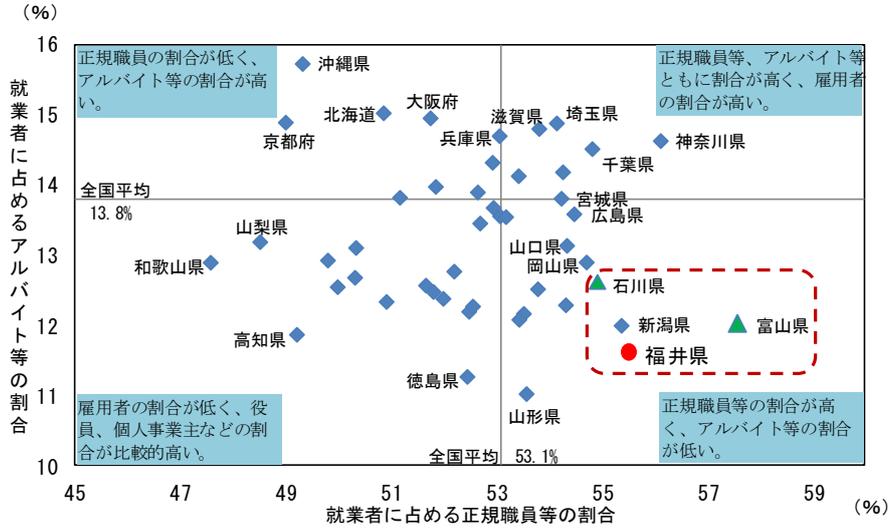


図16 男女別雇用者に占める正規職員等の割合—都道府県（平成22年）

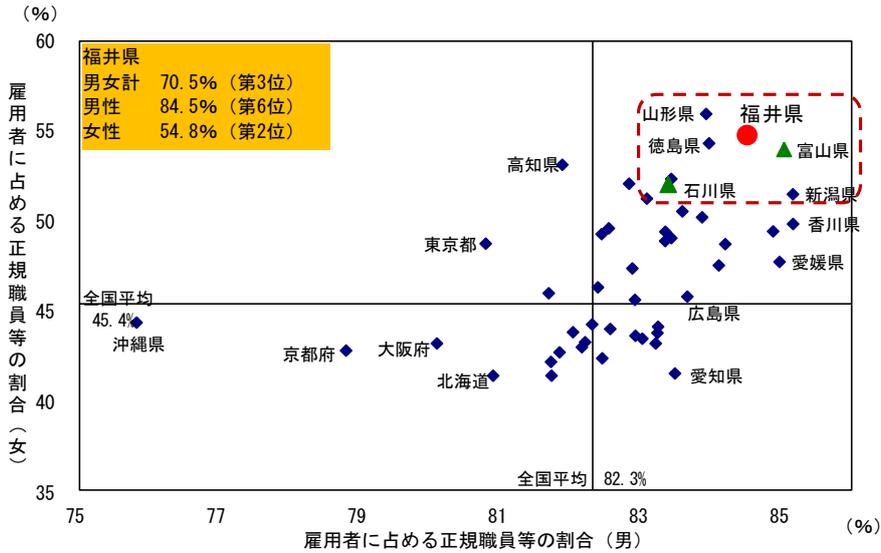
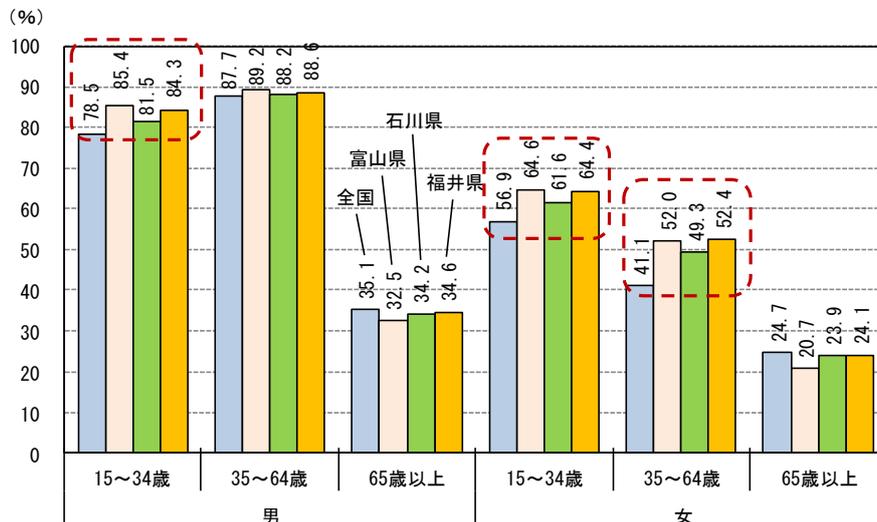


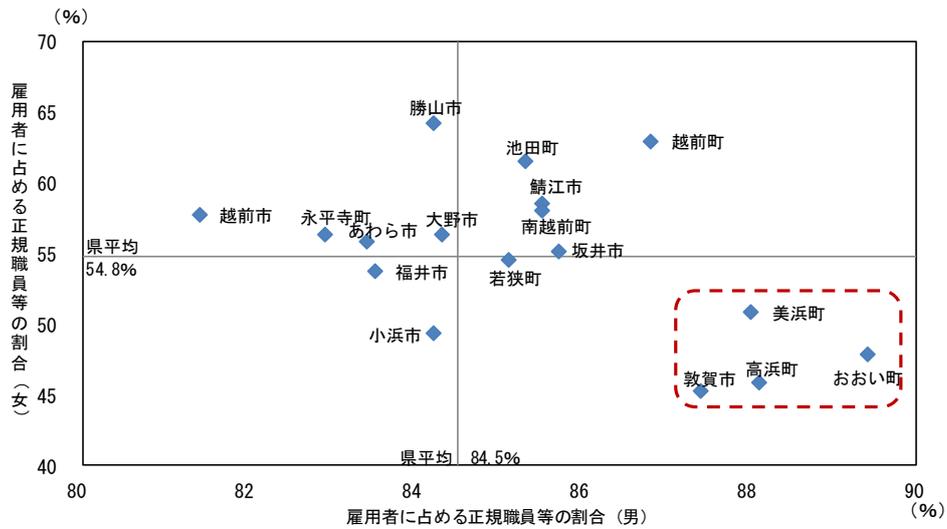
図17 男女別、年齢階級別雇用者に占める正規職員等の割合—北陸3県、全国（平成22年）



(3) 市町別正規職員等の割合

県内17市町別の男女別雇用者に占める正規職員等の割合は、嶺南地区は、県平均と比べて男性の正規職員等の割合が高く、女性の正規職員等の割合が低い市町が多くなっている。[図18]

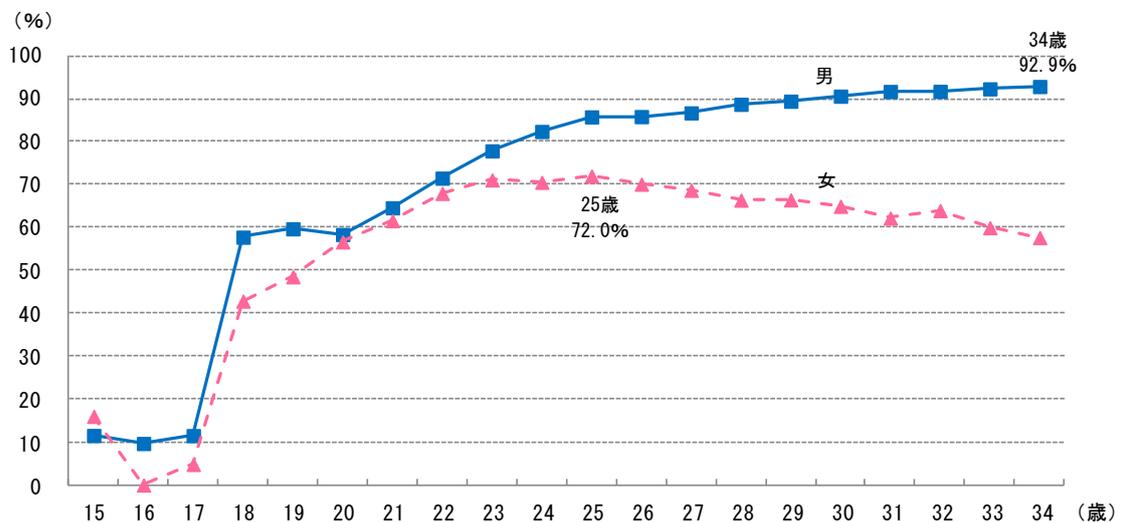
図18 男女別雇用者に占める正規職員等の割合—17市町（平成22年）



(4) 若年層の正規職員等の割合

若年層（15～34歳）における男女別雇用者に占める正規職員等の割合は、男性は20歳以降上昇し、34歳では92.9%となっている。一方、女性は25歳の72.0%を境に低下傾向にある。[図19]

図19 男女別、年齢別雇用者に占める正規職員等の割合—県（平成22年）

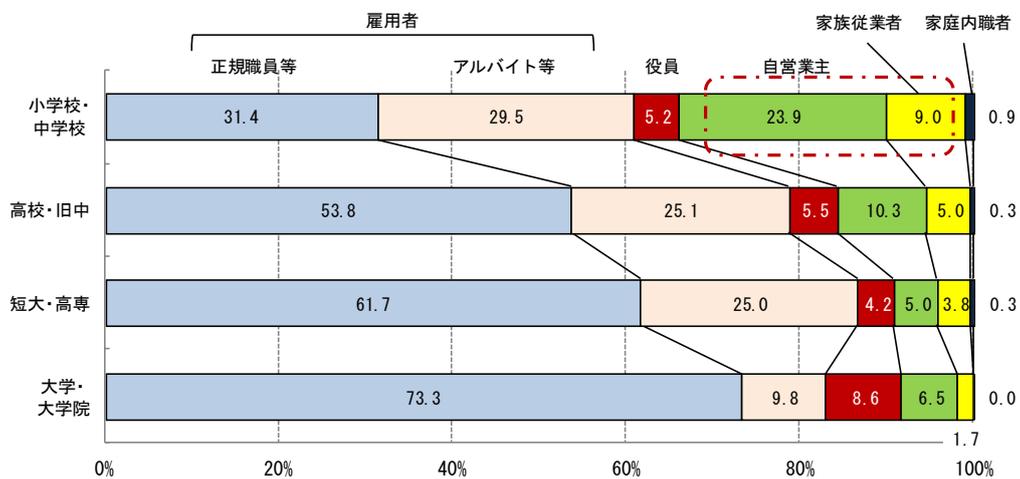


(5) 最終卒業学校別、従業上の地位別就業者の割合

最終卒業学校別および従業上の地位別就業者数の割合について、就業者に占める正規職員等の割合は、小学校・中学校卒業者で31.4%、高校・旧中卒業者で53.8%、短大・高専卒業者で61.7%、大学・大学院卒業者で73.3%となっており、学歴が高いほど、正規職員等の割合が高くなっている。

また、小学校・中学校卒業者は、他と比べて、自営業主および家族従業者の割合が高くなっている。[図20]

図20 最終卒業学校別、従業上の地位別就業者の割合—県（平成22年）



4 産業別

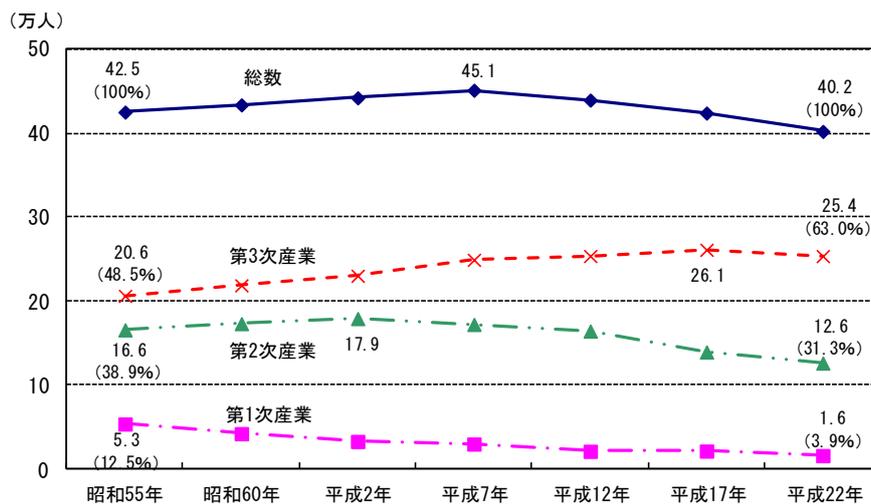
男女ともに「医療、福祉」は増加。「製造業」、「卸売業、小売業」は減少

(1) 福井県の推移

本県の第3次産業就業者数は253,605人で、平成17年まで増加傾向にあったが、平成22年は平成17年と比べて7,492人減少している。また、全体に占める割合は63.0%となっている。

一方、第1次産業および第2次産業は減少傾向にあり、特に第2次産業は、平成2年と比べて53,113人(△29.7%)の大幅な減少となっている。[図21]

図21 産業3部門別15歳以上就業者数一県(昭和55年～平成22年)



* 総数には「分類不能」を含む。
* ()内は構成比。

(2) 男女別、産業大分類別就業者数と増減率

産業大分類別就業者数およびその平成17年から22年にかけての増減率について、男性は、就業者数の多い「製造業」、「建設業」「卸売業、小売業」で減少しているが、第3次産業の「情報通信業」、「医療、福祉」で増加している。

女性は、就業者数の多い「卸売業、小売業」「製造業」が減少しているが、第3次産業の「医療、福祉」は増加している。[図22]

年齢階級別の寄与度について、「製造業」では、男女ともに50～59歳の各年齢階級で寄与度が大きく、特に女性の寄与度が大きくなっている。

同様に「卸売業、小売業」では、男女ともに20～34歳および40～59歳の各年齢階級で減少に寄与している。[図23]

図22 男女別、産業大分類別就業者数（平成22年）およびその増減率（平成17年→平成22年）一県

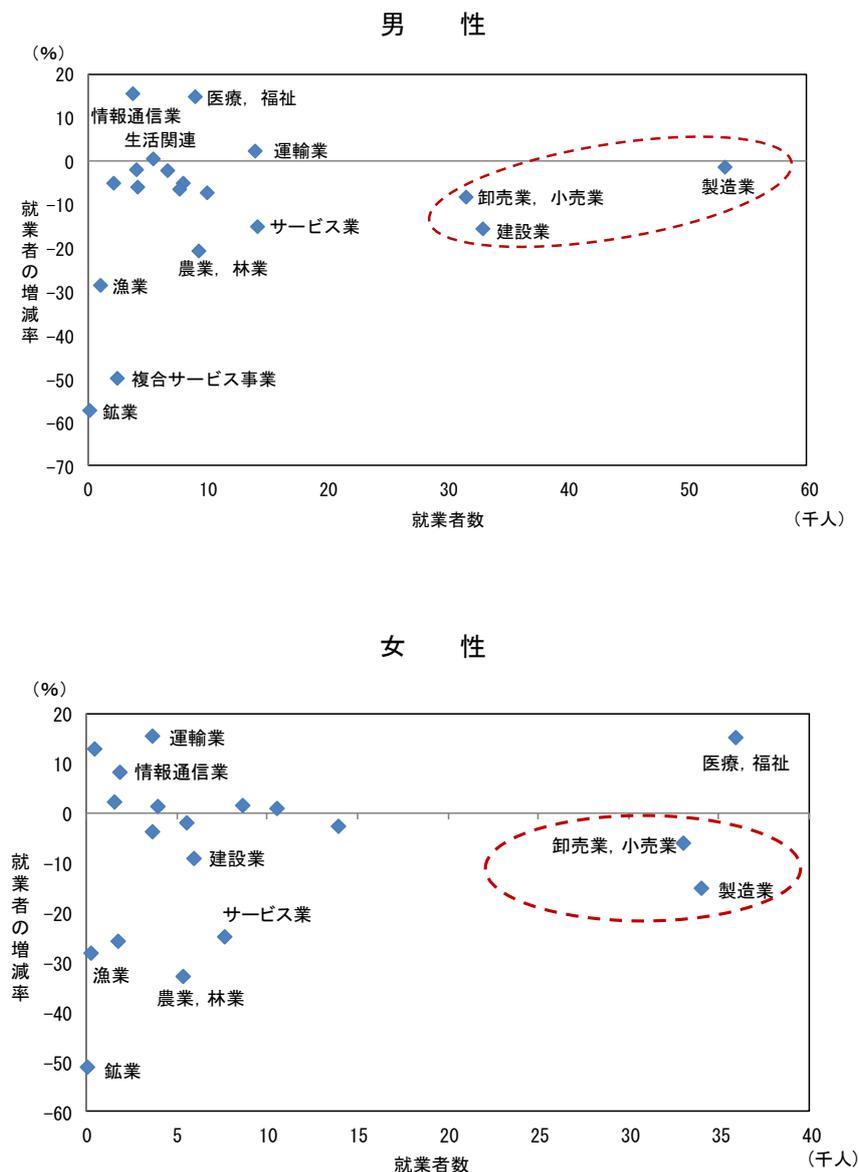
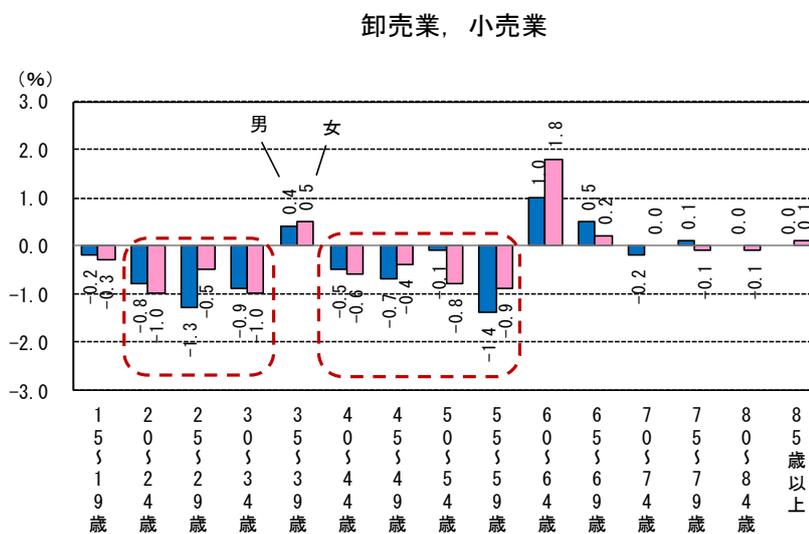
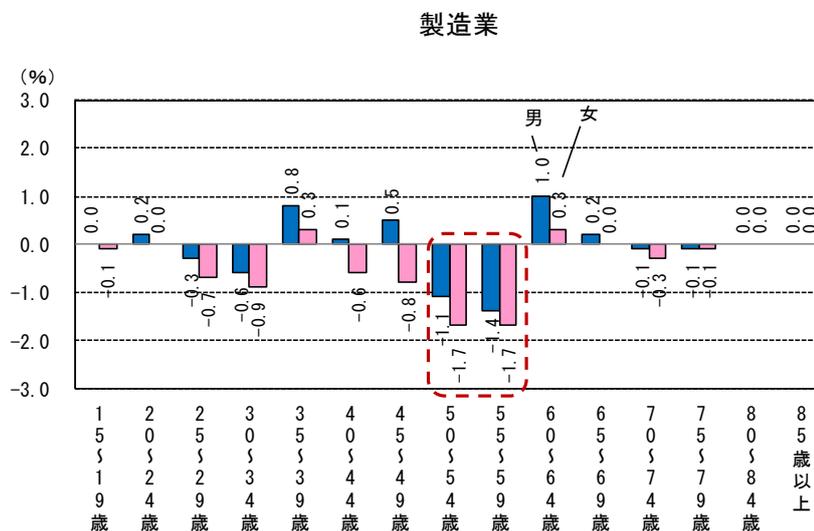


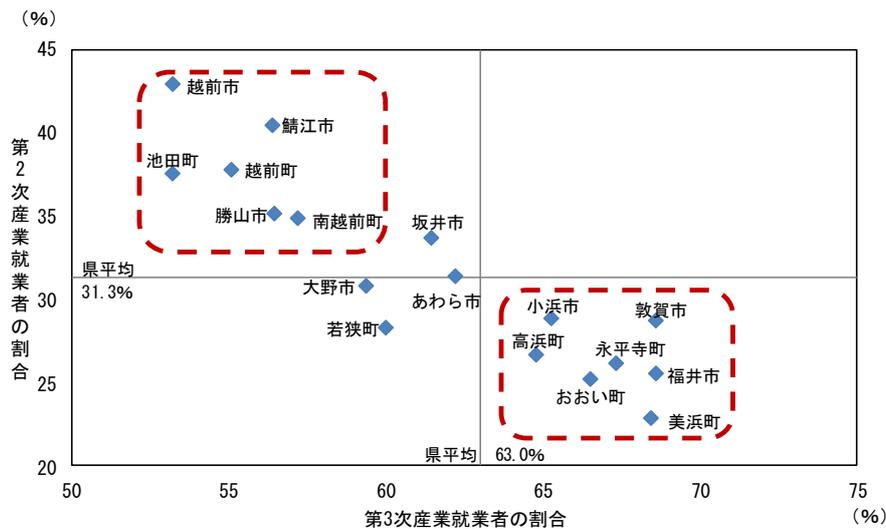
図2-3 男女別、年齢階級別就業者増減の寄与度一県（平成17年→平成22年）



(3) 市町別第2次および第3次産業就業者の割合

県内17市町別の就業者に占める第2次および第3次産業就業者の割合について、丹南地区は県平均と比べて、第2次産業の割合が高くなっている。一方、嶺南地区は第3次産業の割合が高い市町が多くなっている。[図24]

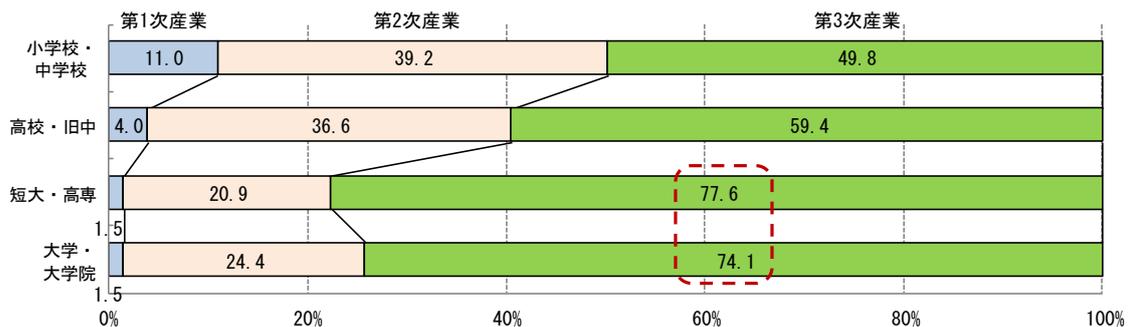
図24 就業者に占める第2次および第3次産業就業者の割合－17市町（平成22年）



(4) 最終卒業学校別、産業3部門別就業者の割合

最終卒業学校別、産業3部門別就業者数の割合について、第3次産業の割合は、短大・高専卒業者が77.6%、大学・大学院卒業者が74.1%で、小学校・中学校卒業者および高校・旧中卒業者と比べて割合が高くなっている。[図25]

図25 最終卒業学校別、産業3部門別就業者数－県（平成22年）



5 外国人労働者

外国人就業者数が多いのは越前市で1,768人

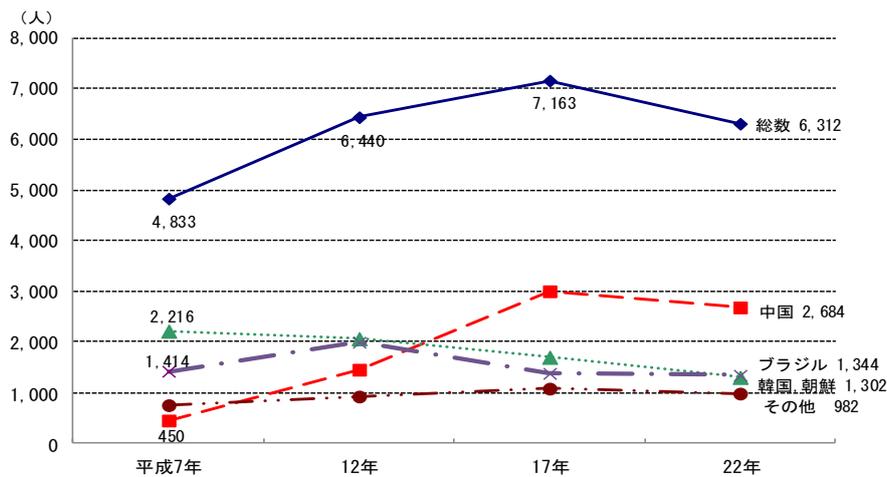
(1) 福井県の推移

本県の外国人就業者数は、平成22年で6,312人であり、平成17年より851人減少している。

国籍別では、「中国」が2,684人と最も多く、平成7年と比べて約6倍になり、外国人就業者全体の42.5%を占めている。[図26]

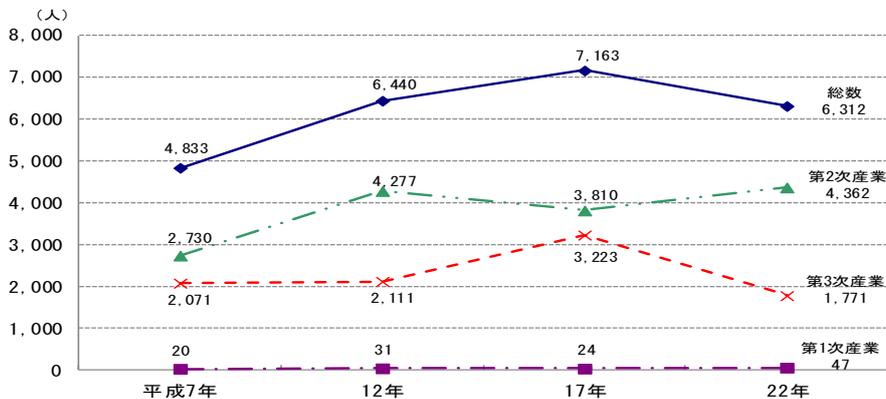
産業3部門別では、第2次産業就業者数が4,362人と最も多く、平成17年と比べて552人(14.5%)増加している。一方、第3次産業就業者数は1,771人で、平成17年と比べて1,452人(△45.1%)の大幅な減少となっている。[図27]

図26 国籍別外国人就業者数の推移—県(平成7年～22年)



*その他には「無国籍」および「国籍不詳」を含む。

図27 産業3部門別外国人就業者数—県(平成7年～22年)

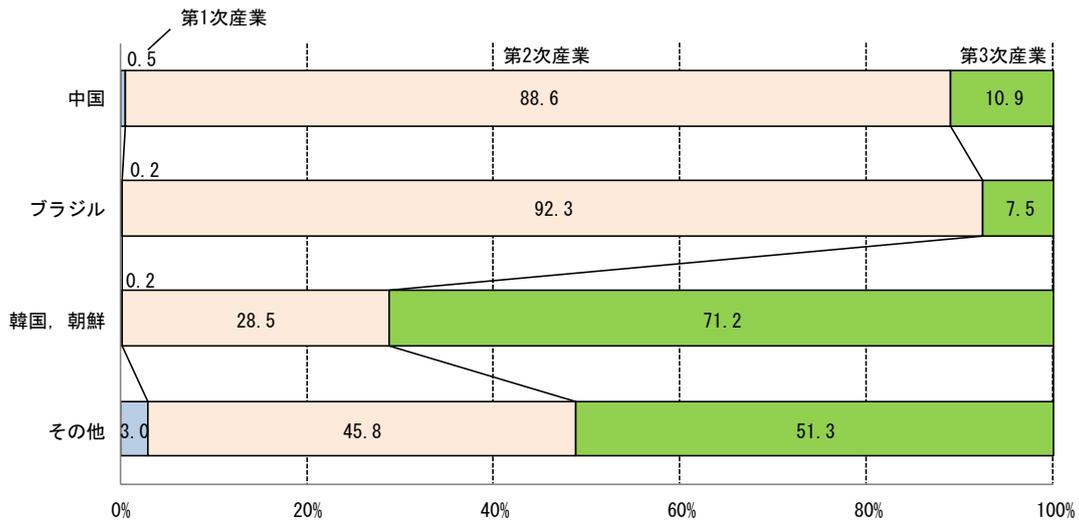


*総数には「分類不能」を含む。

(2) 国籍別、産業3部門別外国人就業者の割合

国籍別、産業3部門別外国人就業者の割合について、「中国」「ブラジル」は第2次産業の割合が最も高く、いずれも9割程度を占めている。一方、「韓国、朝鮮」は第3次産業の割合が最も高く、71.2%となっている。[図28]

図28 国籍別、産業3部門別外国人就業者の割合一県（平成22年）

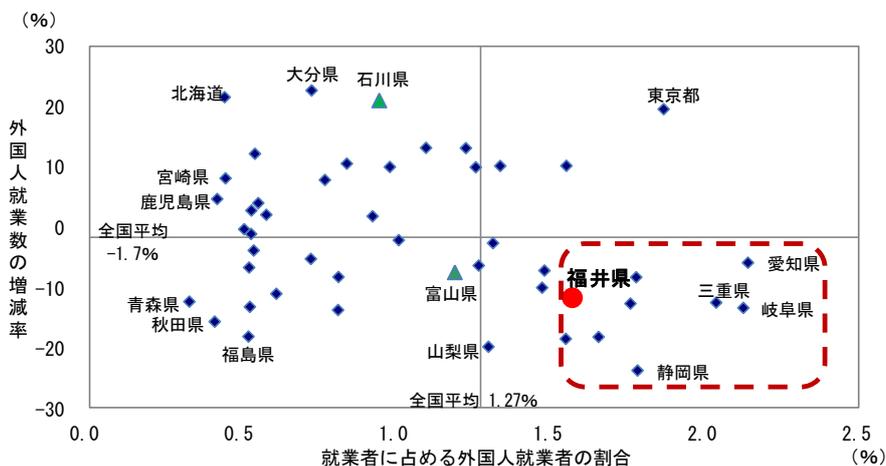


(3) 都道府県別外国人就業者の割合

就業者に占める外国人就業者の割合および平成17年から22年にかけての外国人就業者数の増減率について、本県の就業者に占める外国人就業者の割合は、1.57%と全国で9番目に高くなっている。

また、本県および中京圏の各県は、外国人就業者の割合は高いが、外国人就業者数は平成17年から22年にかけて減少している。[図29]

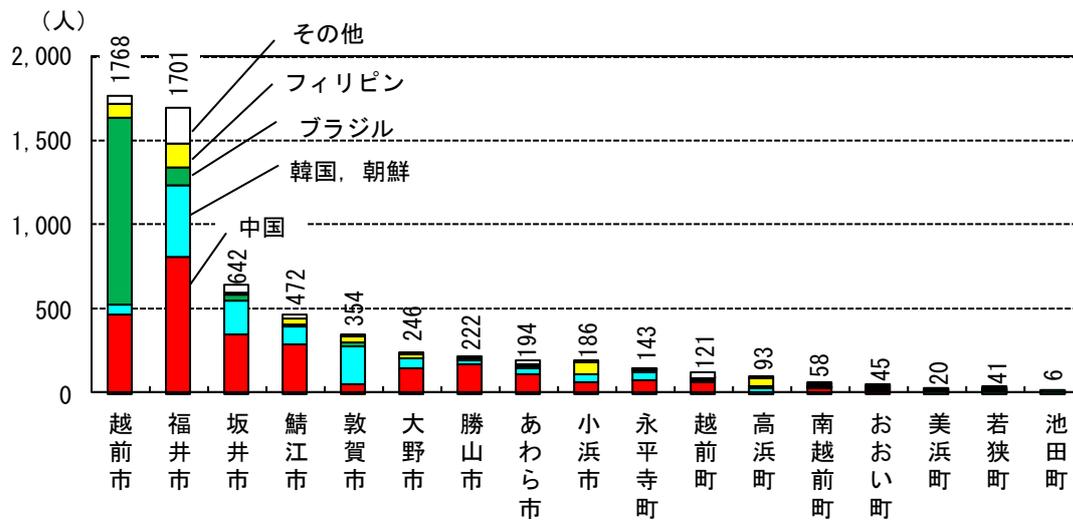
図29 就業者に占める外国人就業者の割合（平成22年）および外国人就業者数の増減率（平成17年→22年）—都道府県



(4) 市町別、国籍別外国人就業者数

県内17市町別の外国人就業者数は、越前市が1,768人と最も多く、次いで福井市が1,701人となっている。国籍別では、「中国」「韓国、朝鮮」「フィリピン」は福井市が最も多く、「ブラジル」は越前市が最も多くなっている。[図30]

図30 国籍別外国人就業者数—17市町（平成22年）



第2章 子供のいる世帯の傾向

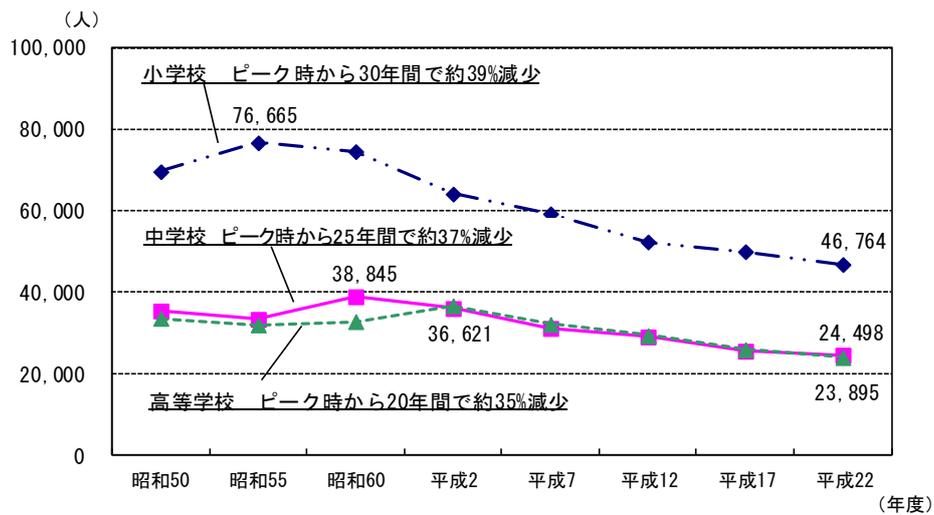
1 子供の数

子供の数は減少傾向

(1) 児童・生徒数の推移

県内小、中、高等学校の児童・生徒数は、平成22年度で小学校児童数が46,764人、中学校生徒数が24,498人、高等学校生徒数が23,895人となっており、この20～30年間で、それぞれ35～39%減少している。[図31]

図31 福井県内小、中、高等学校の児童・生徒数一県（昭和50年度～平成22年度）



(出典：学校基本調査)

2 子供の数別夫婦のいる世帯

子供2～3人の世帯数は減少。子供1人の世帯割合は増加

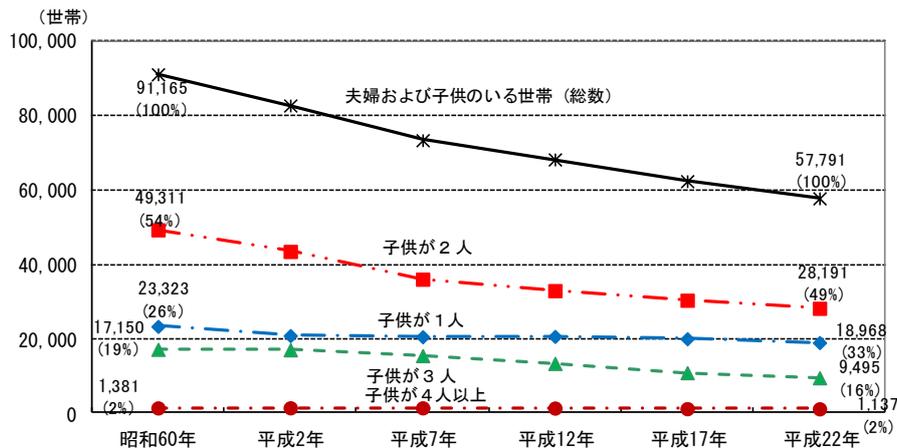
(1) 子供の数別夫婦のいる世帯数の推移

子供^(注1)の数別夫婦のいる世帯^(注2)数について、夫婦および子供のいる世帯数（子供が1人～4人以上の夫婦のいる世帯の合計）は、昭和60年以降減少が続いている。

子供の数別では、子供が1人の世帯数は、平成2年以降ほぼ横ばいで推移しているが、子供が2～3人の世帯数は減少している。

構成割合では、この25年間で子供が2人の世帯は54%から49%に、子供が3人の世帯は19%から16%に低下している。一方、子供が1人の世帯は26%から33%に上昇している。[図3 2]

図3 2 子供の数別夫婦のいる世帯数の推移—県（昭和60年～平成22年）



* () 内は構成比。

(注1) その世帯に住む子供のうち、最年長の子供の年齢が18歳未満の子供がいる世帯を対象としているため、子供が3人いても、第1子、第2子等が18歳以上の場合は、「子供は1人」となる。

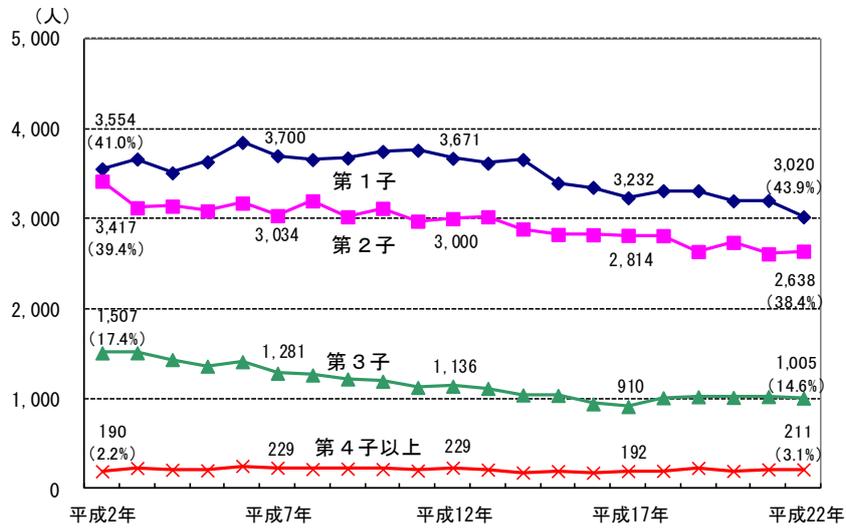
(注2) 第2章データは、夫婦および子供のいる世帯（同居）を対象としており、母子世帯、父子世帯、父母のいない世帯等は含まれていない。また、夫婦および子供のいる世帯には、夫婦と子供のみ世帯のほか、夫婦と子供およびその他の親族のいる世帯も含まれる。
なお、夫婦が複数いる世帯については、最も若い世代の夫婦を対象としている。

(2) 出生順位別出生数の推移

出生順位（第1子、第2子、第3子、第4子以上）別出生数について、第2子の出生数はこの20年間で約800人、第3子は約500人減少している。

構成割合では、第2子は39.4%から38.4%に、第3子は17.4%から14.6%に低下している。一方、第1子は41.0%から43.9%に上昇し、1人っ子の世帯が相対的に増加している。[図3.3]

図3.3 出生順位別出生数—県（昭和61年～平成22年）



* () 内数字は、毎年の出生数に占める割合。

(出典：福井県衛生統計年報)

3 世帯構成別子供の数と状況

子供の数が多い3世代世帯は減少傾向

(1) 世帯構成別、夫婦および子供のいる世帯の推移

子供のいる核家族世帯は、平成7年までは減少傾向にあり、以降は緩やかな増加に転じている。一方、子供のいる3世代世帯は減少し続けており、平成12年以降、核家族世帯数と3世代世帯数は逆転している。[図34]

このうち、子供が2人以上いる世帯の割合について、核家族世帯は平成12年以降、横ばいで推移しているが、3世代世帯は減少が続いている。[図35]

図34 世帯構成別、夫婦および子供のいる世帯数の推移—県（昭和60年～平成22年）

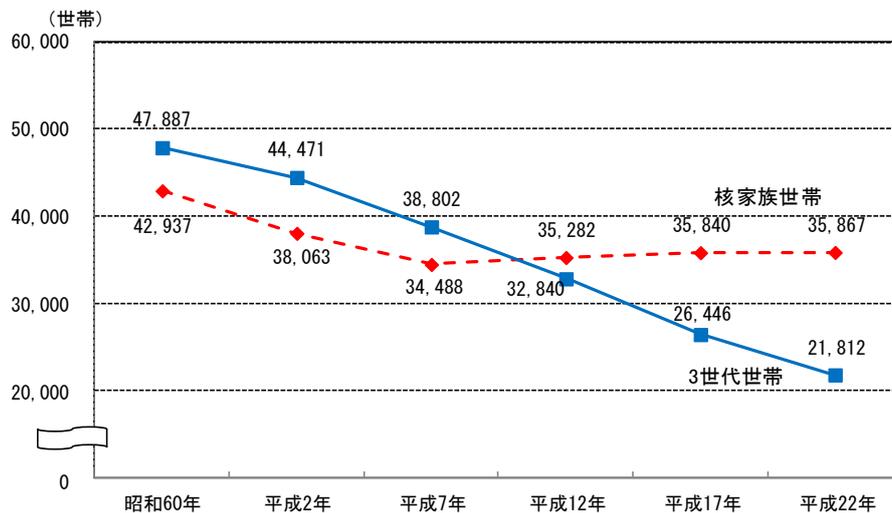
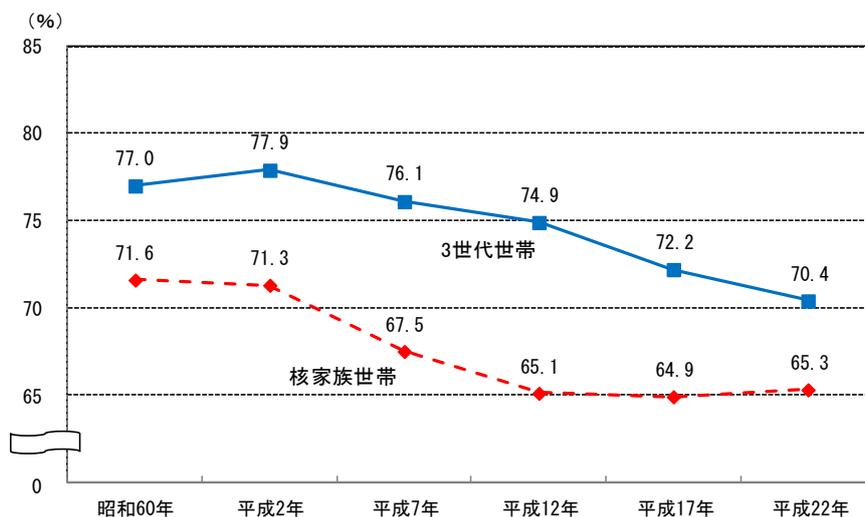


図35 世帯構成別、夫婦および子供が2人以上いる夫婦の世帯割合の推移—県（昭和60年～平成22年）

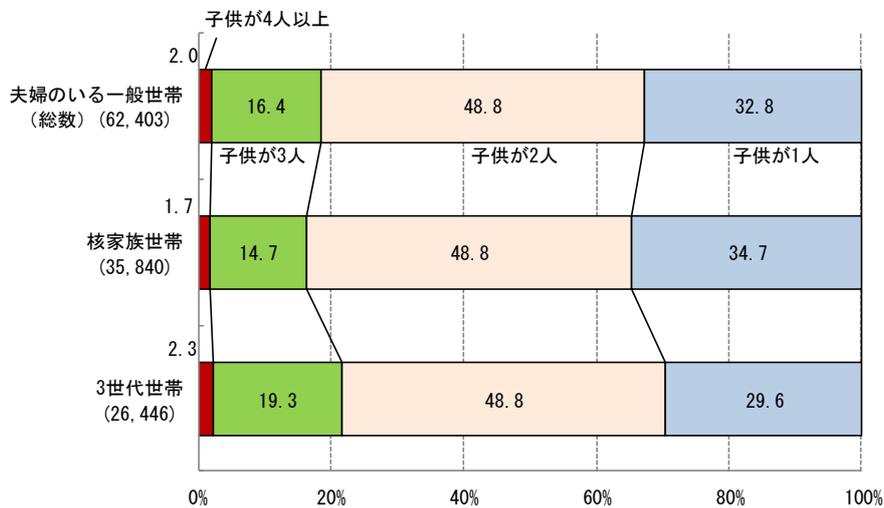


(2) 世帯構成別、子供の数別夫婦のいる世帯

子供の数別夫婦のいる世帯の割合について、子供が3人以上いる世帯割合（3人と4人以上の合計）は、核家族世帯が16.4%^(注1)に対し、3世代世帯は21.6%と高くなっている。

また、子供が1人の世帯割合は核家族世帯が34.7%に対し、3世代世帯は29.6%と低くなっており、3世代世帯の方が子供の数が多くなっている。[図36]

図36 世帯構成別、子供の数別夫婦のいる世帯割合一県（平成22年）



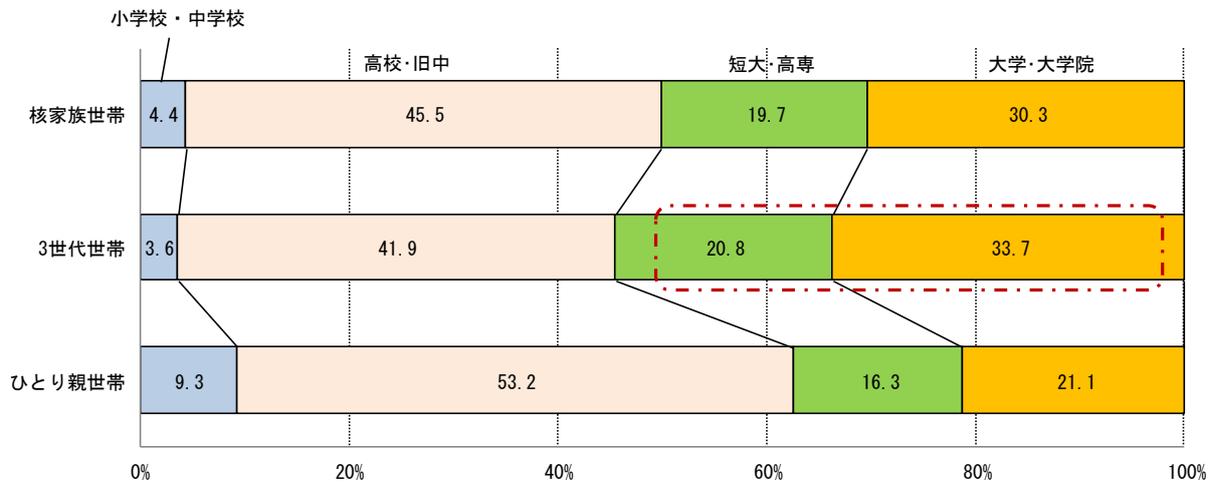
* () 内はその世帯数を表す。また、夫婦のいる一般世帯（総数）には、核家族世帯および3世代世帯以外の世帯も含まれるため、総数と核家族世帯および3世代世帯の合計は一致しない。

(注1) 子供のいない世帯は含まれていない。子供が1人以上いる世帯に対する割合。

(3) 世帯構成別子供の最終卒業学校

25～34 歳の子供の最終卒業学校割合について、3 世代世帯の子供は、短大・高専卒業者が 20.8%、大学・大学院卒業者の割合が 33.7%で、他と比べて割合が高くなっている。[図 3 7]

図 3 7 世帯構成別子供の最終卒業学校の割合—県（平成 22 年）



(4) 世帯構成別子供の労働力状態

15～24 歳の子供の労働力人口割合は、ひとり親世帯が 47.2%で、核家族世帯および 3 世代世帯と比べて高くなっている。[図 3 8]

また、15～24 歳および 25～34 歳の子供の雇用者に占める正規職員等の割合は、ひとり親世帯の子供が、15～24 歳で 62.2%、25～34 歳で 75.8%となっており、いずれの年齢階級でも他と比べて割合が低くなっている。[図 3 9]

図38 年齢階級別、世帯構成別子供の労働力状態一県（平成22年）

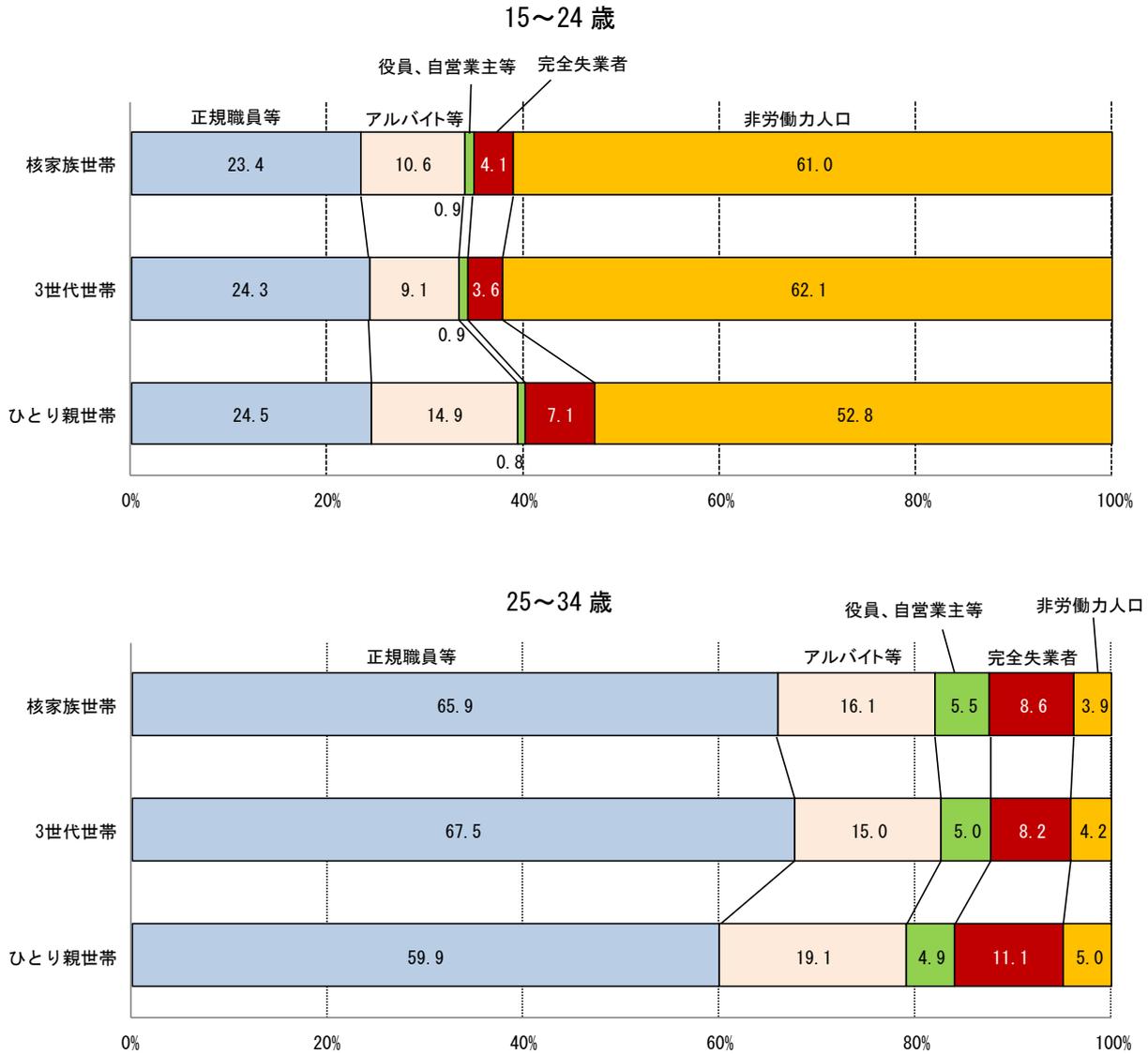
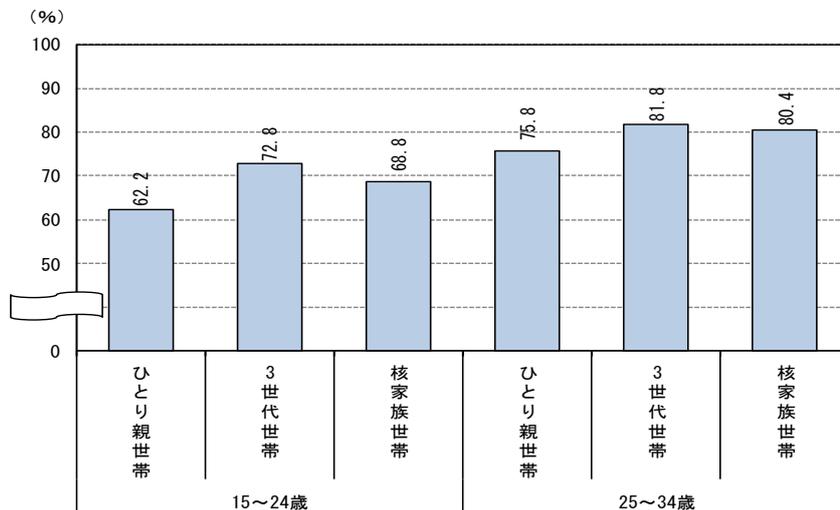


図39 年齢階級別、世帯構成別子供の雇用者に占める正規職員等の割合一県（平成22年）



4 夫婦の就業状況と子供の数

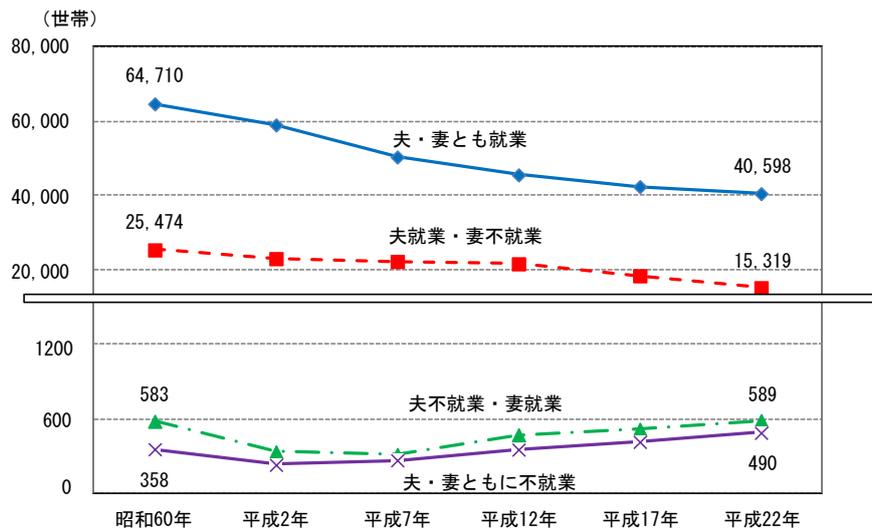
夫婦共働きの世帯は子供が多い

(1) 夫婦の就業状況別子供のいる世帯数の推移

夫婦の就業状況別子供のいる世帯数について、夫・妻とも就業の世帯（共働き世帯）は、この25年間で37.3%減少、また夫就業・妻非就業の世帯も減少している。

一方、夫非就業・妻就業の世帯は平成7年以降、夫・妻とも非就業の世帯は平成2年以降増加傾向にある。[図40]

図40 夫婦の就業状況別子供のいる世帯数一県（昭和60年～平成22年）

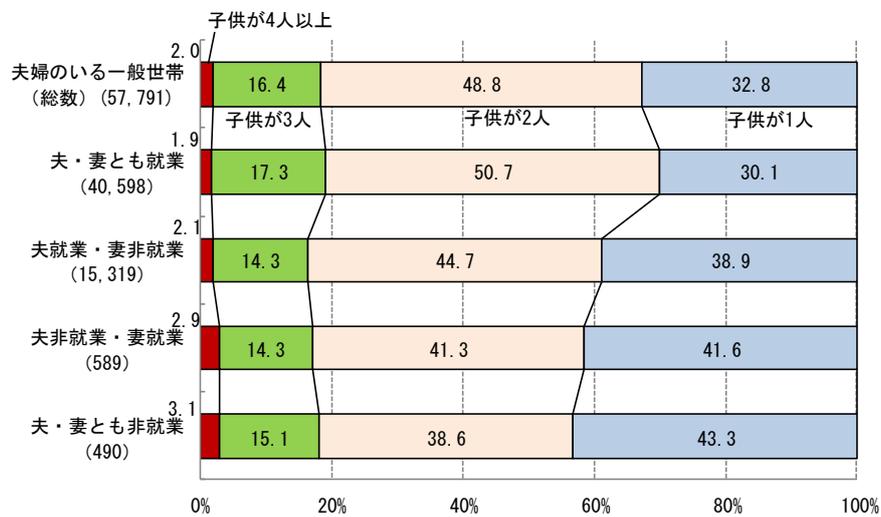


(2) 夫婦の就業状況別、子供の数別夫婦のいる世帯

夫婦の就業状況別、子供の数別夫婦のいる世帯の割合について、夫・妻とも就業の世帯は、子供が3人以上いる割合が19.2%、2人以上いる割合が69.9%で、ともに最も高くなっている。

また、夫就業・妻非就業の世帯は、子供が3人以上の割合が16.4%、2人以上いる割合が61.1%で、夫婦共働きの世帯よりも低くなっている。[図4-1]

図4-1 夫婦の就業状況別、子供の数別夫婦のいる世帯割合一県（平成22年）



* () 内は世帯数を表す。また、夫婦のいる一般世帯には、夫・妻の就業状況「不詳」が含まれるため、総数と内訳の合計は一致しない。

5 妻の労働力状態と子供の数

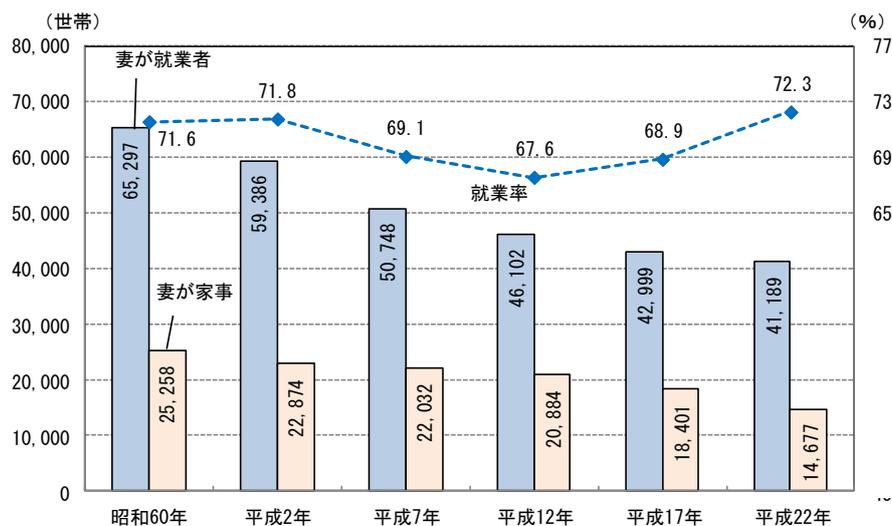
子供が2～3人の世帯は、妻が働いている世帯が多い

(1) 妻の労働力状態別子供のいる世帯

妻の労働力状態別子供のいる世帯数について、妻が就業している世帯は平成22年で41,189世帯となっており、昭和60年と比べて約36.9%減少している。妻が家事をしている世帯は平成22年で14,677世帯となっており、昭和60年と比べて約41.9%減少している。

また、子供のいる夫婦世帯の妻の就業率は、平成2年以降低下傾向にあったが、平成12年から上昇傾向に転じている。[図4-2]

図4-2 妻の労働力状態別子供のいる世帯数の推移—県（昭和60年～平成22年）



$$* \text{就業率} = \frac{\text{(子供のいる夫婦世帯で妻が就業している世帯)}}{\text{(子供のいる夫婦世帯)}} \times 100$$

(2) 子供の数別妻の労働力状態

子供の数別妻の労働力状態の割合について、子供が2～3人で妻の労働力人口の割合が高く、75～80%となっている。[図4-3]

しかし、子供の数が増えるに従って、雇用者に占める正規職員等の割合は低くなり、子供が2人以上になると、アルバイト等の割合の方が多くなっている。[図4-4]

図4-3 子供の数別妻の労働力状態一県（平成22年）

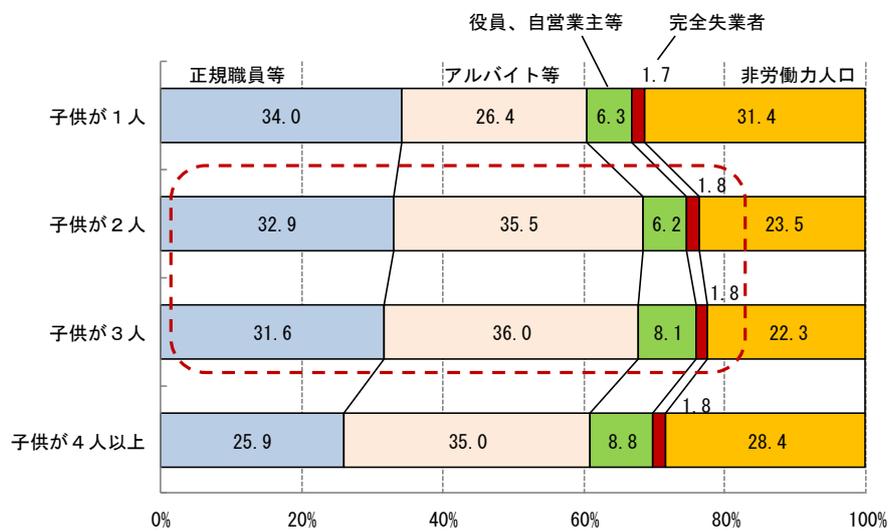
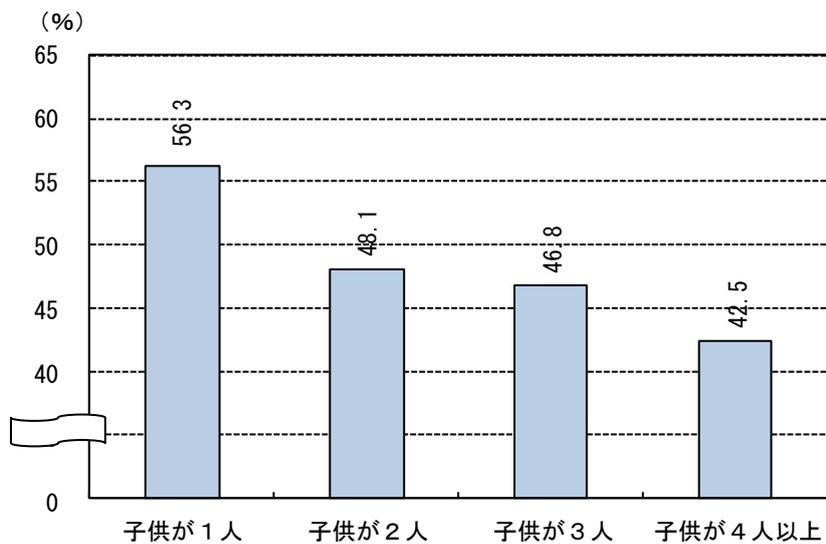


図4-4 子供の数別妻の雇用者に占める正規職員等の割合一県（平成22年）



6 最年長が6歳未満の子供がいる世帯の状況

40歳以上の妻がいる世帯の割合が増加

(1) 最年長が6歳未満の子供がいる世帯の夫および妻の年齢

6歳未満の子供がいる世帯の夫および妻の年齢階級の割合について、夫が40歳以上の割合は、昭和60年では2.6%であったが、平成22年には13.4%まで増加している。[図45]

また、妻が40歳以上の割合は、昭和60年では0.8%であったが、平成22年には5.5%まで増加している。[図46]

図45 夫の年齢別最年長が6才未満の子供がいる世帯の推移一県（昭和60年～平成22年）

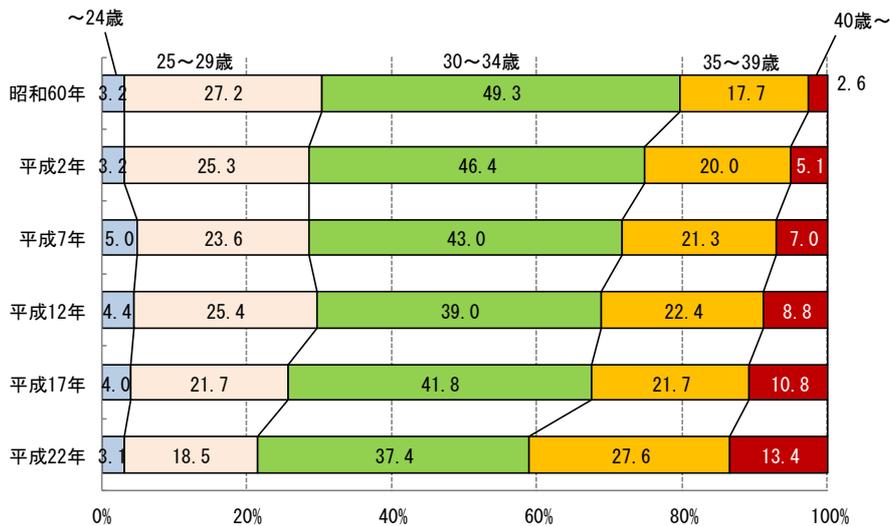
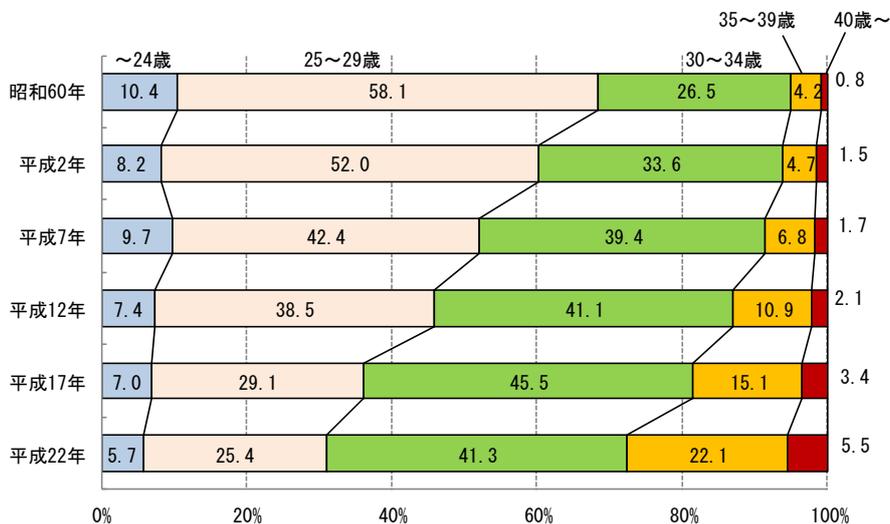


図46 妻の年齢別最年長が6才未満の子供がいる世帯の推移一県（昭和60年～平成22年）



7 夫、妻の最終卒業学校と子供の数

子供が多いほど大学・大学院卒業者の割合は低い

(1) 子供の数別、夫および妻の最終卒業学校

子供の数別夫および妻の最終卒業学校の割合について、夫、妻ともに高校・旧中卒業者の割合が最も多く、次いで、夫は大学・大学院卒業者、妻は短大・高専卒業者となっている。夫、妻ともに子供の数が多くなるに従って、大学・大学院卒業者の割合は少なくなっている。[図47, 48]

図47 子供の数別夫の最終卒業学校の割合一県（平成22年）

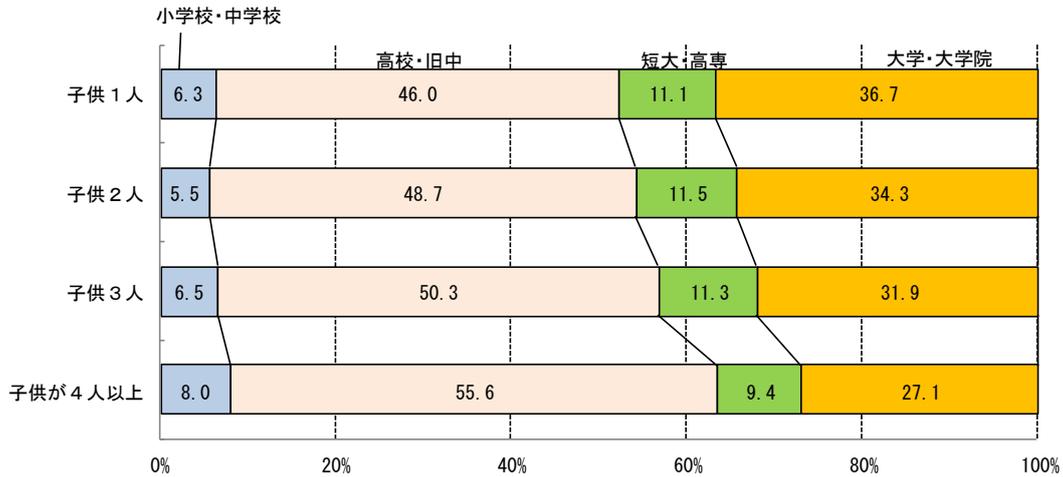
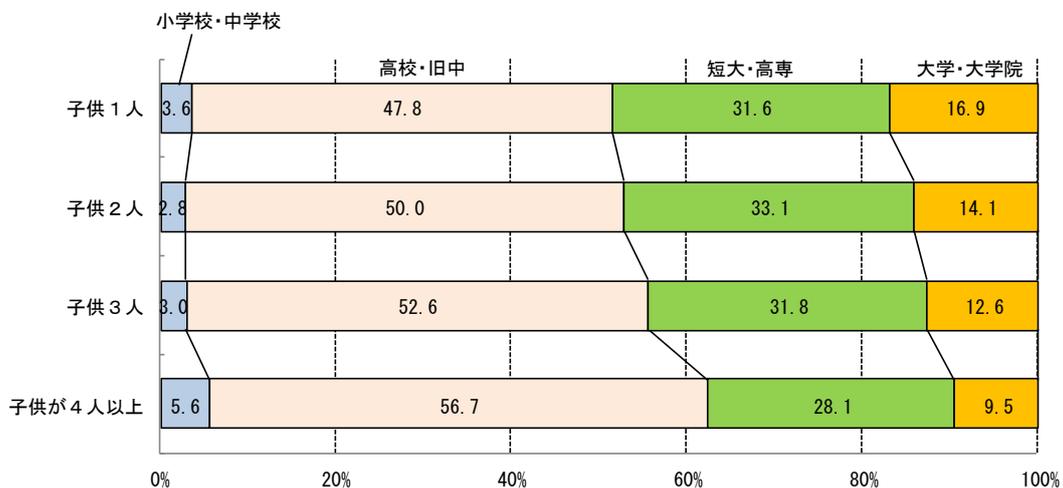


図48 子供の数別妻の最終卒業学校の割合一県（平成22年）



8 母子世帯および父子世帯別子供の数

夫婦のいる世帯と、母子世帯、父子世帯には子供の数に大きな差がみられる

(1) 母子世帯、父子世帯の推移

母子世帯は、平成22年で3,028世帯となっており、平成7年から平成22年にかけて約1.5倍増加している。母子世帯の内訳は、離別による母子世帯の増加が大きく、平成7年から平成22年にかけて約1.7倍増加している。

一方、父子世帯は、平成2年以降横ばいに推移している。[図49, 50]

図49 母子世帯数および父子世帯数の推移一県（平成2年～平成22年）

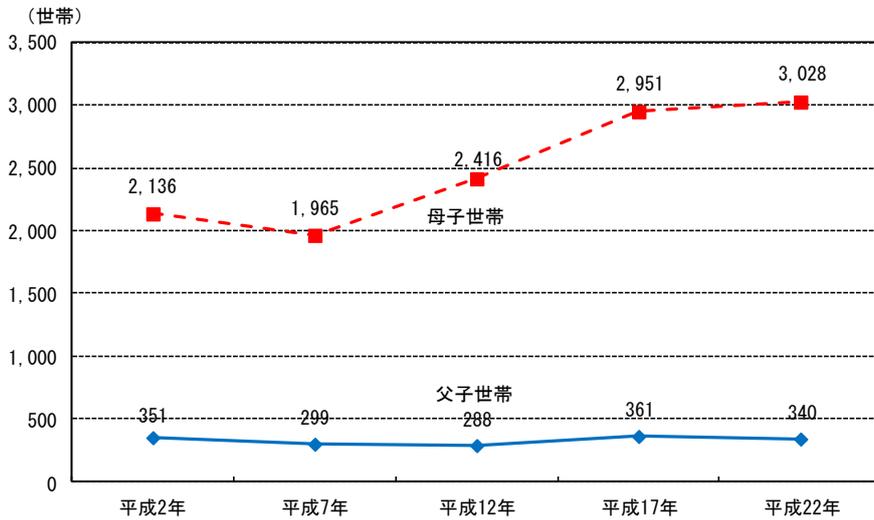
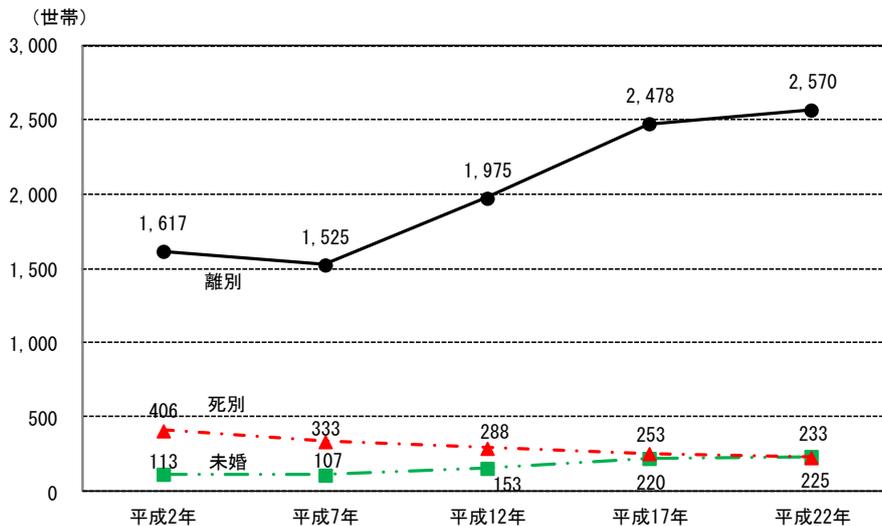


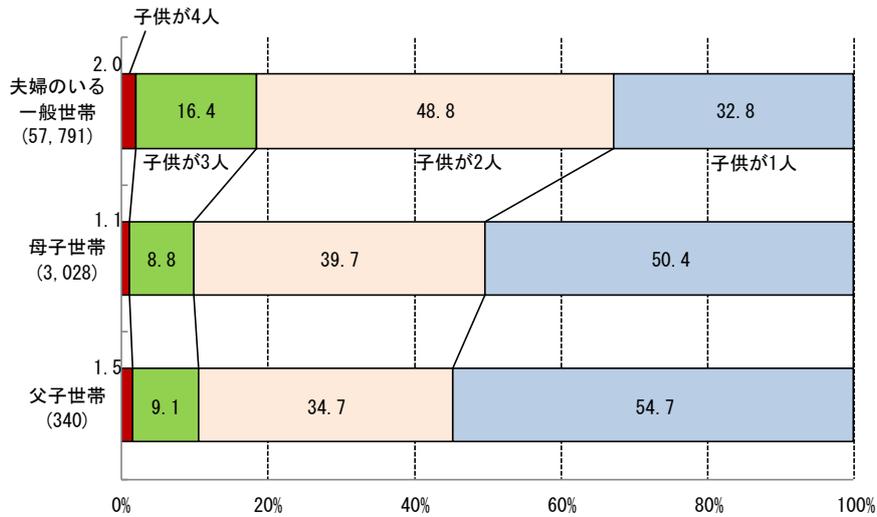
図50 状況別母子世帯数の推移一県（平成2年～平成22年）



(2) 母子世帯、父子世帯別子供の数

母子世帯および父子世帯の子供の数の割合について、子供が一人の割合は、母子世帯では50.4%、父子世帯では54.7%となっている。[図51]

図51 夫婦のいる一般世帯、母子世帯、父子世帯別、子供の数別世帯割合一県（平成22年）



* () 内は世帯数を表す。

9 子供のいない夫婦の世帯

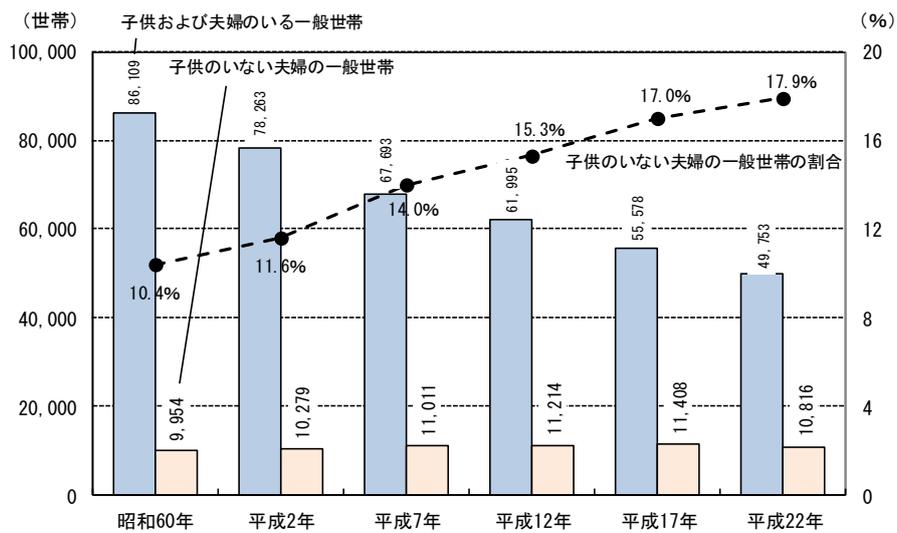
子供のいない夫婦の世帯が相対的に増加

(1) 子供のいない夫婦の世帯の推移

妻の年齢が15～44歳の子供および夫婦のいる一般世帯数は減少傾向にあるが、子供がいない夫婦の一般世帯は、ほぼ横ばいで推移している。

また、このため構成割合は、この25年間で子供がいない夫婦の一般世帯の割合が10.4%から17.9%に上昇し、子供がいない夫婦の一般世帯が相対的に増加している。[図52]

図52 子供および夫婦のいる一般世帯数、子供がいない夫婦の一般世帯数の推移（妻の年齢が15～44歳の世帯）一県（昭和60年～平成22年）



* 子供のいない高齢夫婦を含まないように、対象を妻の年齢が15～44歳の夫婦のいる一般世帯としている。

$$* \text{子供のいない夫婦の一般世帯の割合} = \frac{\text{子供のいない夫婦の一般世帯}}{\text{子供および夫婦のいる一般世帯} + \text{子供のいない夫婦の一般世帯}} \times 100$$

第 2 部 統計表

— 掲載表 —

- 第 1 表 労働力状態，男女別 15 歳以上人口の推移—県（昭和 55 年～平成 22 年）
- 第 2 表 労働力状態（5 区分），男女別 15 歳以上人口—都道府県（平成 17 年，22 年）
- 第 3 表 年齢（5 歳階級），男女別就業者数—市町（平成 17 年，22 年）
- 第 4 表 従業上の地位，男女別 15 歳以上就業者数—県（昭和 60 年～平成 22 年）
- 第 5 表 従業上の地位（8 区分），男女別 15 歳以上就業者数—都道府県（平成 22 年）
- 第 6 表 従業上の地位（8 区分），男女別 15 歳以上就業者数—市町（平成 22 年）
- 第 7 表 産業（3 部門），15 歳以上就業者数—県（昭和 60 年～平成 22 年）
- 第 8 表 産業（大分類），男女別 15 歳以上就業者数—県（平成 17、22 年）
- 第 9 表 産業（3 部門，大分類）別 15 歳以上就業者数—市町（平成 22 年）
- 第 10 表 国籍別 15 歳以上外国人就業者数—県（平成 7 年～平成 22 年）
- 第 11 表 産業（大分類）別 15 歳以上外国人就業者数—県（平成 7 年～平成 22 年）
- 第 12 表 15 歳以上就業者数および外国人就業者数—都道府県（平成 17，22 年）
- 第 13 表 15 歳以上就業者数および国籍別外国人就業者数—市町（平成 22 年）
- 第 14 表 国籍（11 区分），労働力状態（8 区分），男女別 15 歳以上外国人数—県，市町（平成 22 年）
- 第 15 表 国籍（11 区分），産業（大分類），男女別 15 歳以上外国人数—県，市町（平成 22 年）
- 第 16 表 世帯の家族類型（3 区分），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数，一般世帯人員及び親族人員（3 世代世帯，最年長の子供が 6 歳未満，12 歳未満及び 15 歳未満—再掲）—県（昭和 60 年～平成 22 年），市町（平成 22 年）
- 第 17 表 最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数及び母子世帯数，父子世帯数（最年長の子供が 6 歳未満，12 歳未満及び 15 歳未満—再掲）—県（平成 2 年～平成 22 年），市町（平成 22 年）
- 第 18 表 妻の労働力状態（5 区分），妻の従業上の地位（8 区分），妻の年齢（5 歳階級），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（最年長が 6 歳未満，12 歳未満及び 15 歳未満—再掲）—県（昭和 60 年～平成 22 年），市町（平成 22 年）
- 第 19 表 親との同居・非同居（4 区分），子供の年齢（5 歳階級），子供の男女別子供の数（母子世帯及び父子世帯並びに子供のいる一般世帯数—特掲）—県，市町（平成 22 年）

- 第 20 表 夫婦の就業・非就業（4 区分），夫の年齢（5 歳階級），妻の年齢（5 歳階級）別夫婦数－県（昭和 60 年～平成 22 年），市町（平成 22 年）
- 第 21 表 夫婦の就業・非就業（4 区分），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（最年長の子供が 6 歳未満，12 歳未満及び 15 歳未満－再掲）－県（昭和 60 年～平成 22 年），市町（平成 22 年）
- 第 22 表 世帯の家族類型（4 区分），子供の年齢（各歳），子供の男女別子供の数（母子世帯及び父子世帯並びに子供のいる一般世帯数－再掲）－県，市町（平成 22 年）
- 第 23 表 妻の年齢（5 歳階級），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（最年長の子供が 6 歳未満，12 歳未満及び 15 歳未満－再掲）－県（昭和 60 年～平成 22 年），市町（平成 22 年）
- 第 24 表 夫の年齢（5 歳階級），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（最年長の子供が 6 歳未満，12 歳未満及び 15 歳未満－再掲）－県（昭和 60 年～平成 22 年），市町（平成 22 年）
- 第 25 表 妻の産業（大分類），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（雇用者，最年長の子供が 6 歳未満，12 歳未満及び 15 歳未満－再掲）－県（昭和 60 年～平成 22 年），市町（平成 22 年）
- 第 26 表 延べ面積（14 区分），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数，1 世帯当たり延べ面積（最年長の子供が 6 歳未満ならびに 12 歳未満－再掲）－県（平成 2 年～平成 22 年），市町（平成 22 年）
- 第 27 表 妻の年齢（各歳），子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数－県（昭和 60 年～平成 22 年）
- 第 28 表 労働力状態（3 区分），産業（大分類），年齢（5 歳階級），男女別高齢単身者数（60 歳以上の単身者－再掲）－県，市町（平成 22 年）
- 第 29 表 妻の従業上の地位（8 区分），最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別 3 世代世帯数（最年長の子供が 6 歳未満，12 歳未満及び 15 歳未満－再掲）－県，市町（平成 17 年，22 年）
- 第 30 表 子の従業上の地位（8 区分），世帯の家族類型（3 区分），年齢（各歳），男女別 15 歳以上就業者数－県（昭和 60 年～平成 22 年），市町（平成 22 年）
- 第 31 表 子の産業（大分類），世帯の家族類型（3 区分），年齢（各歳），男女別 15 歳以上就業者数－県（昭和 60 年～平成 22 年），市町（平成 22 年）
- 第 32 表 子の最終卒業学校の種類（4 区分），世帯の家族類型（3 区分），年齢（各歳），男女別 15 歳以上人口－県（平成 2 年，12 年，22 年），市町（平成 22 年）
- 第 33 表 従業上の地位（8 区分），就業の状態（4 区分），配偶関係（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数－県（昭和 60 年～平成 22 年），市町（平成 22 年）
- 第 34 表 従業上の地位（2 区分），年齢（各歳），男女別 15 歳以上人口及び非正規割合－県，市町（平成 22 年）

- 第 35 表 最終卒業学校の種類 (2 区分), 年齢 (各歳), 男女別若年者人口一県, 市町 (平成 22 年)
- 第 36 表 最終卒業学校 (短大・高専), 年齢 (各歳), 男女別若年就業者数一県, 市町 (平成 22 年)
- 第 37 表 最終卒業学校 (大学・大学院), 年齢 (各歳), 男女別若年就業者数一県, 市町 (平成 22 年)
- 第 38 表 夫の最終卒業学校の種類 (4 区分), 最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数 (最年長の子供が 6 歳未満, 12 歳未満及び 15 歳未満一掲) 一県 (平成 2 年, 12 年, 22 年), 市町 (平成 22 年)
- 第 39 表 妻の最終卒業学校の種類 (4 区分), 最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数 (最年長の子供が 6 歳未満, 12 歳未満及び 15 歳未満一掲) 一県 (平成 2 年, 12 年, 22 年), 市町 (平成 22 年)
- 第 40 表 最終卒業学校の種類 (4 区分), 労働力状態 (3 区分), 産業 (大分類), 男女別 15 歳以上人口一県 (平成 2 年, 12 年, 22 年), 市町 (平成 22 年)
- 第 41 表 最終卒業学校の種類 (4 区分), 従業上の地位 (8 区分), 男女別 15 歳以上就業者数一県 (平成 2 年, 平成 12 年, 平成 22 年), 市町 (平成 22 年)

利用上の注意

- ・本書に掲載した統計表には、福井県が独自に集計した統計表が含まれており、国が公表している数字と異なる場合がある。